

# 平成28年9月甲良町議会定例会会議録

平成28年9月5日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 平成27年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
- 第4 報告第3号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第5 報告第4号 平成27年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて  
（甲良町立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例）
- 第7 認定第1号 平成27年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第2号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第3号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第4号 平成27年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第5号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第6号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第7号 平成27年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第8号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第9号 平成27年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第16 議案第42号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第43号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第44号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 第19 議案第45号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第46号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第47号 平成28年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第48号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
- 第24 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第25 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第26 発議第8号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 一般質問

◎会議に出席した議員(12名)

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	西川誠一
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	木村修

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	学校教育課長	藤村善信
税務課長	山田禎夫	教育総務課参事	福原猛
税務課参事	上田和光	産業課長	川嶋幸泰
住民課長	米田志保子	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	呉竹センター館長	山田光義
企画監理課長	中川雅博	会計管理者	寺川貴代美
人権課長	陌間守	保健福祉課長	小林千春

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 山崎 志保美

(午前9時01分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成28年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 田中議員および3番 山田充議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成28年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

甲良町の近々の問題であります人口減少と少子・高齢化、この問題をテーマとして、6月にまちづくり協議会視察研修で兵庫県養父市へ、7月には第21回全国小さくても輝く自治体フォーラム参加のため、高知県馬路村を訪問しました。養父市では、国家戦略特別区域に指定され、農業の担い手の確保、耕作放棄地の解消などのモデル地域として、住みたいまちをめざした取り組みを、また、馬路村では柚子という地域資源を生かした地域産業振興の取り組みを紹介されました。両地域ともに住民に身近な自治体という特性を生かし、地方自治のもとでの地域の魅力を高めていくよう取り組んでいく姿の一端を体感してまいりました。

その他、甲良町では中学生議会や参議院議員選挙、夏まつりおよび消防ポンプ操法の訓練大会など多くの行事が猛暑の中、実施されました。また、今年に入って、熊本の地震に引き続き、関東、東北、北海道と台風被害が甚大

であります。マスコミの情報を見ていると、甲良町としても改めて住民の生命と生活を守るため、防災に対してソフト、ハード両面の整備などさらなる取り組みの必要性を実感したところです。その1つとして、9月11日、午前7時30分実施の防災訓練には、議員の皆様も参加していただき、安心、安全な甲良町を住民と一緒にやってつくっていただければと思っております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第2号から報告第4号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。

平成27年度の状況として、実質赤字比率および連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため、比率は算出されません。実質公債費比率につきましては、対前年より0.6ポイント減少し、11.2%となりました。将来負担比率につきましては、対前年より15.8ポイント減少し、3.1%となりました。公営企業会計における資金不足比率は、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので、比率は算出されません。引き続き、各会計とも財政の健全化に向けて努力する所存でございます。

承認第8号は、子ども・子育て支援新制度による幼稚園使用料の変更に伴い、甲良町立幼稚園使用料条例の一部を改正する専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

認定第1号から認定第9号は、平成27年度甲良町一般会計および各特別会計、企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

内容を事業面から申しますと、交通安全、防犯関連では、グリーンベルト設置および各字防犯灯LED化への補助事業、まちづくり関連では、地方創生先行事業およびふるさと納税事業、保健福祉関連では、福祉医療費助成、予防接種追加事業および後期高齢者医療健診事業、環境関連では、一般廃棄物収集運搬可燃ごみ収集期間の延長、防災関連では、ため池ハザードマップ作成事業、建設水道関連では、地積調査および耐震改修促進計画の見直しなど、その他についても各所属において諸事業の充実および推進を図ってまいりました。

財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が38億8,657万8,000円の2.1%増、歳出総額が37億331万4,000円で、前年とほぼ同額となっております。歳入の追加理由として、大きくは普通交付税、改良住宅譲渡処分収入、ふるさと応援寄付金などによる追加が要因でございます。

次に、地方債現在高につきましては、順調に償還を行い、対前年2億1,

286万円減の30億2,317万円となりました。よって、地方債現在高比率につきましても、対前年11.4ポイント減少し、127.2%になりました。また、積立金現在高につきましては、対前年4,323万3,000円増の9億5,282万5,000円となりました。今後の財政運営につきましては、徴収対策により注力し、取り組むべき事業を短絡的視点ではなく、長期的に判断し、今後の展開を図っていく所存でございます。

続きまして、議案第42号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第3号）では、1億3,714万4,000円を追加し、補正後の予算額を38億9,160万7,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、全体的には、人件費が主な補正となっておりますが、その他、主な内容を申し上げますと、総務費では法人税予納金の還付および財政調整基金の積み立て、民生費では国民健康保険および介護保険会計への事務費繰り出し、農林水産業費では、ため池ハザードマップ関連設計業務委託、土木費では、道路維持補修、消防費では消防救急デジタル受令機の購入などによるものでございます。

議案第43号は、平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、3,738万5,000円を追加し、補正後の予算額を11億7,620万円とするものでございます。主な内容といたしましては、総務費の補助金の返還によるものでございます。

議案第44号は、平成28年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、146万9,000円を追加し、補正後の予算額を4億6,918万2,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、公共下水道面整備工事によるものです。

議案第45号は、平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）で、283万4,000円を追加し、補正後の予算額を1,875万1,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、人件費によるものでございます。

議案第46号は、平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、592万9,000円を追加し、補正後の予算額を7億7,334万円とするものでございます。主な内容といたしましては、補助金の返還によるものでございます。

議案第47号は、平成28年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）で、財源更生のみでございます。

議案第48号は、滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につき議決を求めるものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものでござ

います。

同意第2号および第3号は、任期満了に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、本日、提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○木村議長 日程第3 報告第2号から日程第5 報告第4号までを一括議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 報告第2号 平成27年度甲良町財政健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

裏面をご覧ください。

実質赤字比率。平成27年度は実質収支が黒字のため算出されませんでした。連結実質赤字比率につきましても、実質収支が黒字のため算出されませんでした。実質公債費比率11.2%。将来負担比率3.1%となっております。

続きまして、報告第3号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町下水道事業特別会計資金不足比率を報告する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

裏面をご覧ください。

資金不足比率につきましては、平成27年度は資金不足を生じておりませんので比率は算出されませんでした。

続きまして、報告第4号 平成27年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町水道事業会計資金不足比率を報告する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

裏面をご覧ください。

資金不足比率につきましては、平成27年度は資金不足を生じておりませんので比率は算出されませんでした。

以上でございます。

○木村議長 これをもって報告を終わります。

ここで監査委員の山田裕康議員から、平成27年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 平成27年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成27年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。実質赤字比率について。実質収支は黒字のため、算出されない。

連結実質赤字比率について。連結実質収支は黒字のため、算出されない。

実質公債費比率について。11.2%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り、良好である。

将来負担比率について。3.1%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り、良好である。

次に、平成27年度甲良町下水道事業特別会計および水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、平成27年度甲良町下水道事業特別会計および水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2、審査の結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記、資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。資金不足比率について、両会計とも資金不足は生じないため、算出されない。

以上です。

○木村議長 ありがとうございます。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第6 承認第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて。

甲良町立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 専第4号 専決処分書。

甲良町立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年8月10日。

甲良町長。

右の方をご覧ください。

それでは、甲良町立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例について。

この改正については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い改正を行うものでございます。

第2条に次の5項を加えるものでございます。

第2項、同一世帯に属する小学校3年生までの児童が2人以上である世帯については、当該世帯に属する小学校3年生までの児童のうち、第2子の保育料は定額に2分の1を乗じた額とし、第3子以降は定額にかかわらず徴収金額をゼロとするというものです。

第3項につきましては、前項にかかわらず、児童の属する世帯の市町村民税所得割額が7万7,101円未満である場合には、第2子については定額に2分の1を乗じた額とし、第3子以降は定額にかかわらず、徴収金額をゼ

口とする。これにつきましては、多子計算の年齢制限は設けません。

第4項につきましては、第2項にかかわらず、児童の属する世帯の市町村民税所得割額が7万7,101円以上、9万7,000円未満である場合には、第3子以降については定額にかかわらず、徴収金額をゼロとするというものです。これにつきましても、多子計算の年齢制限は設けないものとする。

第5項、児童の属する世帯が次に掲げる世帯、下の第1号、母子世帯等、第2号、在宅障害児・者のいる世帯、資料の裏になりますが、第3号、その他の世帯で要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯につきましては、市町村民税所得割額が7万7,101円未満である場合には、第2子以降については定額にかかわらず、徴収金額をゼロとするというものです。

最後に、第6項、児童の属する世帯が市町村民税非課税世帯である場合には、定額にかかわらず、第1子の徴収金額を3,000円とし、第2子については3,000円に2分の1を乗じた額、第3子以降は、徴収金額をゼロとするというものでございます。これにつきましても、多子計算の年齢制限は設けないものとするというものです。

付則。この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものです。よろしくお願いします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。1つは、2、3、4、5の条文を見ますと、全ての世帯がこの適用を受けて2分の1あるいは徴収金額をゼロとすると、2のところでもそういうように読めるのですが、3、4で前項にかかわらずと、それから第2項にかかわらずということで記述があります。ですから、この3を見ますと、9万7,000円を超える世帯については徴収すると読めるんですが、全ての世帯が軽減を受けられることが2で記述されているというように理解していいのか、それとも、2、3、4、5と一連のものであるという点で確認と説明をお願いしたいと思います。

それから、2つ目は、現行の制度よりも枠が広がって、三日月知事が記者会見していたのを見たことがあります。この子育て支援を、経済的負担を軽減するためにこういう制度を導入するというので、現行よりも軽減の枠が広がったというように理解をしていいのかどうか、その2点、説明をお願いします。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 この軽減につきましては、第2項で全員を対象にしていますが、第2項につきましては、多子計算の年齢制限というのが小学校3年生までとなっております。だから、所得に関係なく半額軽減等の対象には

なりますが、小学校3年生までと決められていますので、4年生については対象にならないということになります。あと、3項、4項、5項については、上限は設けませんが、所得に応じて制限を設けておるといもののでございます。

2つ目の質問なんですが、この条例の中で第4項が県制度の方になります。4項以外は国制度で基準を設けておりますが、4項が県制度となりますので、国制度よりも幅広く軽減されると思われま。

以上です。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第8号は承認されました。

次に、日程第7 認定第1号から日程第15 認定第9号までの9議案を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 認定第1号 平成27年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成27年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定

について。

認定第7号 平成27年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号 平成27年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算ならびに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○木村議長 認定第1号から認定第8号までは会計管理者、認定第9号は建設水道課長において順次説明を求めます。

会計管理者。

○寺川会計管理者 失礼いたします。私の方から認定第1号から第8号まで、平成27年度の各会計決算認定について説明させていただきます。歳入につきましては収入済額、歳出につきましては支出済額を中心に説明をさせていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、認定第1号 平成27年度甲良町一般会計決算でございます。表紙ともう1枚をめくっていただきたいと思っております。

平成27年度甲良町一般会計決算。歳入歳出予算はともに39億9,075万5,000円でございます。歳入決算額38億7,910万4,841円、歳出決算額36億9,584万3,452円。歳入歳出差引残額1億8,326万1,389円、うち翌年度繰越財源が978万8,000円でございます。実質残額1億7,347万3,389円でございます。

内容につきましては、1ページの方をお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。1款 町税、収入済額8億2,164万3,601円、不納欠損額251万6,631円、収入未済額4,972万6,895円、2款 地方譲与税、収入済額3,417万1,000円、3款 利子割交付金119万8,000円、4款 配当割交付金375万7,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金407万1,000円、6款 地方消費税交付金1億2,496万4,000円、7款 自動車取得税交付金916万5,000円、8款 地方特例交付金200万7,000円、9款 地方交付税16億7,065万6,000円。

3ページをお願いいたします。

10款 交通安全対策特別交付金138万8,000円、11款 分担金

及び負担金、収入済額3,560万9,840円、収入未済額650万785円、12款 使用料及び手数料、収入済額2,731万6,863円、収入未済額2,253万439円、13款 国庫支出金、収入済額2億6,935万6,565円、収入未済額7,147万1,000円、14款 県支出金、収入済額2億9,185万9,550円、収入未済額365万4,000円、15款 財産収入、収入済額3,113万170円、収入未済額88万7,500円、16款 寄付金、収入済額1億180万1,001円。

5ページをお願いいたします。

17款 繰入金、収入済額1,123万7,846円、18款 繰越金9,956万340円、19款 諸収入、収入済額1億5,394万2,065円、収入未済額375万4,315円、20款 町債、収入済額1億8,427万円、収入未済額3,030万円。歳入合計、収入済額38億7,910万4,841円、不納欠損額251万6,631円、収入未済額1億8,882万4,934円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 議会費、支出済額7,266万7,272円、2款 総務費、支出済額7億3,425万4,767円、翌年度繰越額6,641万円、3款 民生費、支出済額12億5,512万8,291円、翌年度繰越額3,958万9,000円、4款 衛生費、支出済額2億3,297万661円、5款 労働費、59万812円、6款 農林水産業費、支出済額1億3,583万4,017円、翌年度繰越額365万4,000円、7款 商工費、支出済額3,207万4,705円、翌年度繰越額56万円です。

9ページをお願いいたします。

8款 土木費、支出済額1億768万7,713円、翌年度繰越額300万円、9款 消防費、支出済額1億750万9,753円、10款 教育費、支出済額3億7,824万1,800円、翌年度繰越額200万円、11款 災害復旧費、支出はございません。12款 公債費、支出済額4億2,829万7,090円、13款 諸支出金2億1,058万6,571円。

11ページをお願いいたします。

14款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額36億9,584万3,452円、翌年度繰越額1億1,521万3,000円でございます。

続きまして、特別会計をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、認定第2号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計決算でございます。歳入歳出予算額がともに11億2,88

0万9,000円でございます。歳入決算額10億9,689万5,798円、歳出決算額10億6,361万3,725円、歳入歳出差引残額3,328万2,073円、実質残額も同額の3,328万2,073円でございます。内容につきましては、めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 国民健康保険税、収入済額1億7,126万4,734円、不納欠損額380万2,184円、収入未済額5,011万2,214円、2款 使用料及び手数料、収入済額5万6,691円、3款 国庫支出金2億5,499万7,461円、4款 療養給付費交付金3,307万7,685円、5款 県支出金7,915万7,216円、6款 共同事業交付金2億3,971万6,136円、7款 財産収入35円、8款 繰入金8,643万90円、9款 繰越金4,433万4,278円、10款 諸収入、収入済額86万7,081円、収入未済額1万6,870円。

3ページをお願いいたします。

11款 前期高齢者交付金1億8,699万4,391円。歳入合計、収入済額10億9,689万5,798円、不納欠損額380万2,184円、収入未済額5,012万9,284円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額2,489万462円、2款 保険給付費6億460万9,646円、3款 老人保健拠出金4,582円、4款 介護保険納付金4,597万6,290円、5款 共同事業拠出金2億3,455万8,220円、6款 保険事業費2,090万4,852円、7款 基金積立金35円、8款 諸支出金1,325万5,912円、9款 公債費、支出はございません。

7ページをお願いいたします。

10款 後期高齢者支援金等1億1,933万4,111円、11款 前期高齢者交付金等7万9,615円、12款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額10億6,361万3,725円でございます。

続きまして、認定第3号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額はともに5億3,006万6,000円でございます。歳入決算額5億5,976円、歳出決算額4億9,883万2,047円、歳入歳出差引残額117万3,929円、実質残額も同額の117万3,929円でございます。

内容につきましては、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 分担金及び負担金、収入済額1,015万4,100円、不納欠損額894万2,000円、収入未済額36万円、2款 使

用料及び手数料、収入済額 8, 843万3, 770円、不納欠損額 364万8, 600円、収入未済額 858万9, 420円、3款 国庫支出金、収入済額 1, 750万6, 000円、4款 財産収入 2, 382円、5款 繰入金 2億836万8, 000円、6款 繰越金 215万8, 522円、7款 諸収入 1, 508万3, 202円、8款 町債 1億5, 830万円。歳入合計、収入済額 5億5, 976円、不納欠損額 1, 259万600円、収入未済額 894万9, 420円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額 5, 091万1, 043円、2款 下水道事業費、9, 008万7, 341円、3款 公債費、3億5, 783万3, 663円、4款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額 4億9, 883万2, 047円でございます。

続きまして、認定第4号 平成27年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額はともに 1, 761万4, 000円でございます。歳入決算額 1, 567万6, 004円、歳出決算額 1, 567万5, 550円、歳入歳出差引残額 454円、実質残額も同額の 454円でございます。

内容につきましては、1ページをお願いします。

歳入でございます。1款 県支出金、収入済額 70万3, 000円、2款 繰入金 498万円、3款 繰越金 941円、4款 諸収入、収入済額 999万2, 063円、収入未済額 1億5, 899万7, 356円。歳入合計、収入済額 1, 567万6, 004円、収入未済額 1億5, 899万7, 356円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額 568万3, 958円、2款 公債費 797万6, 592円、3款 諸支出金 201万5, 000円、4款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額 1, 567万5, 550円でございます。

続きまして、認定第5号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額はともに 400万2, 000円でございます。歳入決算額 308万7, 256円、歳出決算額 308万6, 359円、歳入歳出差引残額 897円、実質残額も同額の 897円でございます。

内容につきましては、めくっていただいて1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款 財産収入、収入済額 308万6, 900円、2款 繰越金 356円、3款 諸収入、収入はございません。歳入合計、収入

済額 308万7,256円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 公共事業用地等取得事業費、支出済額 19万3,359円、2款 諸支出金、支出済額 289万3,000円、3款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額 308万6,359円でございます。

続きまして、認定第6号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額はともに239万6,000円円でございます。歳入決算額 143万9,495円、歳出決算額 143万8,519円、歳入歳出差引残額 976円、実質残額も同額の976円でございます。

内容につきましては、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 繰越金、収入済額 706円、2款 使用料及び手数料 115万円、3款 諸収入 2万7,200円、4款 財産収入 589円、5款 繰入金 26万1,000円、6款 他会計借入金、収入はございません。歳入合計、収入済額 143万9,495円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費、支出済額 28万8,519円、2款 諸支出金 115万円、3款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額 143万8,519円でございます。

続きまして、認定第7号 平成27年度甲良町介護保険特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額はともに7億9,455万3,000円でございます。歳入決算額 7億9,595万7,643円、歳出決算額 7億8,161万1,594円、歳入歳出差引残額 1,434万6,049円、実質残額も同額の1,434万6,049円でございます。

内容につきましては、1ページをお願いいたしたいと思っております。

歳入でございます。1款 保険料、収入済額 1億5,064万765円、収入未済額 293万7,340円、2款 使用料及び手数料、収入済額 1万6,500円、3款 国庫支出金 1億9,120万9,726円、4款 支払基金交付金 2億824万8,173円、5款 県支出金 1億872万6,413円、6款 繰入金 1億2,478万5,805円、7款 繰越金 1,231万7,118円、8款 諸収入、収入はございません。9款 財産収入 1万3,143円。

3ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額 7億9,595万7,643円、収入未済額 293万7,340円でございます。

5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。1 款 総務費、支出済額 2, 9 7 9 万 9, 0 4 2 円、2 款 保険給付費 7 億 2, 0 9 2 万 6, 5 8 4 円、3 款 地域支援事業費 1, 9 3 0 万 5, 6 2 7 円、4 款 公債費、支出はございません。5 款 基金積立金 1 万 3, 1 4 3 円、6 款 諸支出金 1, 1 5 6 万 7, 1 9 8 円、7 款 予備費、支出はございません。

7 ページをお願いいたします。

歳出合計、支出済額 7 億 8, 1 6 1 万 1, 5 9 4 円でございます。

続きまして、認定第 8 号 平成 2 7 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額はともに 6, 8 3 9 万 3, 0 0 0 円でございます。歳入歳出決算額はともに 6, 7 5 4 万 5, 8 5 2 円でございます。歳入歳出差引残額はゼロ、実質残額もゼロでございます。

内容につきましては、1 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 後期高齢者医療保険料、収入済額 3, 9 8 2 万 8, 8 1 0 円、収入未済額 1 万 2, 8 6 8 円、2 款 使用料及び手数料、収入済額 3, 2 0 0 円、3 款 繰入金 2, 7 7 1 万 3, 6 6 6 円、4 款 繰越金 1 7 6 円、5 款 諸収入、収入はございません。歳入合計、収入済額 6, 7 5 4 万 5, 8 5 2 円、収入未済額 1 万 2, 8 6 8 円でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。1 款 総務費、支出済額 5 5 7 万 2, 4 9 1 円、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 6, 1 9 7 万 3, 3 6 1 円、3 款 諸支出金、支出はございません。4 款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額 6, 7 5 4 万 5, 8 5 2 円でございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村議長 建設水道課長。説明を求めます。

○北坂建設水道課長 私の方から認定第 9 号 平成 2 7 年度甲良町水道事業会計決算並びに事業報告の認定についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成 2 7 年度甲良町水道事業会計決算報告書。

1、収益的収入及び支出でございます。収入、支出は決算額で説明させていただきます。収入、第 1 款 水道事業収益、2 億 3 0 万 2, 0 6 4 円、支出、第 1 款 水道事業費、決算額 1 億 8, 1 1 2 万 6, 7 9 8 円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

2、資本的収入および支出でございます。収入の部、第 1 款 資本的収入、

収入はございません。支出の部、第1款 資本的支出、7, 224万1, 632円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7, 224万1, 632円は消費税資本的収支調整額40万6, 774円および当年度損益勘定留保資金7, 183万4, 858円で補填いたしました。

続きまして、6ページをお願いいたします。

平成27年度甲良町水道事業会計損益計算書でございます。営業収益と営業外収益を足した額から、営業費用と営業外費用を差し引いた経常利益でございます。下から8行目、経常利益1, 865万5, 218円でございます。6番、特別損失はマイナス3, 149円です。当年度純利益は、1, 865万2, 069円、前年度繰越利益剰余金6, 408万385円でございます。当年度未処分利益剰余金8, 273万2, 454円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

甲良町水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。

1番、当年度未処分利益剰余金8, 273万2, 454円、処分はゼロ円で、3番、翌年度繰越利益剰余金も同額でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

平成27年度甲良町水道事業会計貸借対照表でございます。固定資産の合計額、下から8行目でございます。23億5, 523万2, 244円でございます。2番、流動資産でございます。下から2行目でございます。合計額3億4, 166万1, 502円でございます。資産の合計といたしまして26億9, 689万3, 746円でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

負債の部でございます。固定負債の合計額が8億4, 304万7, 934円です。流動負債の合計額といたしましては、7, 685万7, 502円でございます。繰延収益といたしましては9億4, 919万5, 049円、負債の合計といたしましては、18億6, 910万485円でございます。

資本の部です。資本金が2億3, 912万2, 400円、剰余金の合計額といたしまして、5億8, 867万861円、資本金の合計額が8億2, 779万3, 261円、負債資本合計は資産合計と同額となります。

次のページ、11ページをお願いいたします。

平成27年度甲良町水道事業報告書でございます。概況といたしまして、総括事項、地方公営企業の目的であります公共性を発揮するとともに、安全で安心できる良質な水道水の供給を図り、施設の整備などを推進してまいります。また、漏水調査の実施等、漏水箇所の修繕をあわせて実施してまいります。

2番、議会の議決事項でございます。平成26年度甲良町水道事業会計歳

入歳出決算および事業報告の認定について、以下4件を提出させていただきました。

続きまして、行政官庁の認可などは該当ございません。

それでは、13ページをお願いいたします。

2番、業務量でございます。給水人口につきましては、27年度、7,327人、年間配水量、27年度が96万5,759立方メートルでございます。有収水量、27年度、年間83万3,633立方メートルでございます。有収率につきましては86.32%でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

事業収入に関する事項でございます。供給単価といたしまして、1立方メートル当たり168円でございます。事業費用に関する事項でございます。下から2段目、給水単価が1立方メートル当たり204円40銭、収益的収支比率につきましては79.7%でございます。

17ページをお願いいたします。

企業債および一時借入金でございます。企業債前年度末残高が9億7,803万9,093円、本年度償還額が6,675万167円で、本年度残高といたしましては、9億1,128万8,926円でございます。一時借入金はございませんでした。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○木村議長 質疑に先立ちまして、監査委員の山田裕康議員から平成27年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 では、平成27年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書について、朗読をもって報告とします。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度甲良町一般会計及び特別会計、企業会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

2、一般会計。

歳入決算額は、38億7,910万5,000円、歳出決算額は、36億9,584万3,000円で、差引1億8,326万1,000円となり、28年度へ繰り越した事業に要する財源978万8,000円を差し引くと、実質残額は1億7,347万3,000円の黒字で翌年度へ繰り越した。

1、歳入。

歳入決算額は、38億7,910万5,000円で、前年度と比べて2億5,875万3,000円の増となっているが、主には町税、繰越金、町債の減および地方交付税、地方消費税交付金、県支出金、寄附金の増などによ

るものである。歳入決算における自主財源構成比は、31.4%と前年度に比べて3.8ポイント低くなった。今後は、さらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上等に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

収入未済額の状況をみると、町税は不納欠損処分251万7,000円をした結果、4,972万7,000円で、300万4,000円の増。保育園保育料等は658万3,000円で、269万4,000円の増。住宅使用料は2,211万9,000円で、13万6,000円の増。学校給食費は218万円で、74万2,000円の増。収入未済額の合計額は、8,362万円となり、前年度と比べて649万3,000円増えており、さらに、収納年度誤り430万4,000円を加味すると収入未済額は8,792万4,000円となり大きく増加している。

町税において年度誤りの収納が行われたが、基本に忠実な事務の執行をされたい。また、地方税法に基づいた不納欠損処理が行われているが、料金などの徴収金についても恣意性が入らないよう町全体としての判断基準を規定化し、統一されたい。なお、学校給食費や保育料、住宅使用料は、利用者負担が原則であり、公平性を確保するため、積極的かつこまめな徴収事務に努められたい。社会状況の悪化等厳しい面もあるが、より一層徴収努力をされたい。

## 2、歳出。

歳出決算額は、36億9,584万3,000円で、前年度と比べて1億7,505万2,000円の増となっているが、主には衛生費、土木費の減、総務費、農林水産業費、諸支出金の増などによるものである。

普通会計ベースによる公債費比率は8.4%と、前年度より1.0ポイント、地方債許可制限比率は7.3%と、前年度より0.4ポイント、地方債現在高比率は127.2%と、前年度より11.4ポイントといずれも低くなった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.8%で、普通交付税や地方消費税交付金の増により前年度と比べて6.2ポイント低くなっている。経常収支比率は通常75%以内が妥当であり、改善は見られるものの、依然として危機的状況にあると言わざるを得ない。

今後は、歳入に見合った歳出を原則に、限られた財源の重点的、効率的な配分やさらなる人件費の削減、不要不急の事業見直し等による歳出削減に職員が一丸となって取り組まされたい。

## 3、特別会計、企業会計。

### (1) 国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が10億9,689万6,000円、歳出が10億6,361万4,000円で、差引3,328万2,000円の残額は翌年度へ繰り越した。収入未済額は、不納欠損額の380万2,000円を除いても、5,011万2,000円となり、前年度より326万4,000円増加している。

過年度の収納率は10%を下回っており、滞納額は増加の一途をたどっている。さらに、基金の残高は14万2,000円しかなく、28年度には県からの広域化等支払基金貸付金3,000万円の返済も始まることから、本会計は危機的状況であると言わざるを得ない。

今後は、納期内納税者に不公平とならないよう、給付担当課の住民課についても納付勧奨のサポートをしつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれない。

#### (2) 下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が5億6,000円、歳出が4億9,883万2,000円で、差引117万4,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

下水道使用料と受益者分担金の収入未済額は、894万9,000円と前年度に比べて1,402万1,000円減少しているが、これは、1,259万円と多額の不納欠損処理を行ったことによるもので、今後は分納誓約による時効の中断対策を執るなど確実な事務処理を遂行されたい。また、滞納者に対して督促や催告をしっかりと行い、法的措置をとるなど実効ある滞納整理に取り組まれない。

#### (3) 住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が1,567万6,000円、歳出が1,567万6,000円で、差引454円の残額は翌年度へ繰り越した。収入未済額は、1億5,899万7,000円と、前年度に比べて456万4,000円減少しているが、現年度の収納率は34.4%と、前年度より19.6ポイント下がっている。

悪質な滞納者には、法的措置をとるなど強固な姿勢で収納率の向上に努力されたい。

#### (4) 土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が308万7,000円、歳出が308万6,000円で、差引897円の残額は翌年度へ繰り越した。

27年度末で7,006.12平方メートルが残っているが、地籍調査業務と連携し、早急に売却処分できるよう現況把握に努められたい。

#### (5) 墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が143万9,000円、歳出が143万9,000

0円で、差引976円の残額は翌年度へ繰り越した。

現在、182区画が残っていることから、今後も早期に処分できるよう町内外を問わず、事業者を含め広くPRして販売促進に努められたい。墓地公園管理基金が減少していることから、31年度管理料の増額改正に向け理解が得られるよう連絡調整を行われたい。

#### (6) 介護保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が7億9,595万8,000円、歳出が7億8,161万2,000円で、差引1,434万6,000円の残額は翌年度へ繰り越した。収入未済額は、293万7,000円と大きく増加していないように見えるが、これは、特別徴収保険料の被保険者への還付処理108万7,000円を怠ったためであり、本会計の実質収入未済額は402万4,000円と大幅に増加している。今後は、会計年度内での確実な事務処理を遂行されたい。27年度は滞納者の預貯金調査を行い、実態把握に努められたが、今後は、差し押さえ等を含めた強固な姿勢で臨まれたい。

#### (7) 後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が6,754万6,000円、歳出が6,754万6,000円で、差引額はゼロ円となった。

今後も納付義務の十分な理解を得られるよう、初期段階での対応に努め、新規未納者の未然防止に努められたい。

#### (8) 水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億4,553万6,000円、営業外収益は4,352万円、支出の営業費用は1億4,964万円、営業外費用は2,076万円、過年度損益修正損を特別損失として3,000円計上したため、当年度純利益は1,865万2,000円となり、前年度繰越利益剰余金6,408万円と合わせると当年度未処分利益剰余金は8,273万2,000円となった。

収入未済額は、不納欠損額の403万6,000円を除いても4,030万4,000円となり、前年度より377万5,000円減少しているが、特に悪質な滞納者へは給水停止処分をするなど毅然とした対応をされたい。また、不納欠損処分は安易に行うことなく、町全体としての判断基準を規定化し、他課との整合を図られたい。

#### 4、基金の残高について。

27年度までで13億7,414万5,506円で、前年度より5,484万2,964円増加している。

#### 5、地方債の残高について。

27年度末で81億5,942万円、前年度より3億9,493万3,0

00円減少している。

## 6、結論。

27年度甲良町一般会計及び特別会計、企業会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については、適正に処理されていると認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

財政状況は、町税は減収する中、事務事業の見直しや経費の削減に努められたが、脆弱な財政基盤で自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている現状である。中でも、一般会計、特別会計を合わせた地方債の現在高は総額81億5,942万円で、依然として大きな借金を抱えている。特に、適切な職員の配置、効率的な組織の運営など、義務的経費等の抑制に努められたい。

町税や使用料、保険料や貸付金は、町財政における貴重な財源である。公平公正な徴収の認識のもと、実効ある収納、徴収業務をさらに進められたい。適時適切な納付督促を行うなど、積極的かつ誠意を持って滞納の未然防止に努められたい。また、過年度分については、悪質な滞納者には給水停止等を徹底して行うなど、町の強い姿勢を示し、公平で必要な措置をとられたい。さらには、税の公平性の観点から、町税および町納付金に滞納がある場合には、一般施策等の補助事業にペナルティを課すことも実行されたい。

このため、徴収対策本部の機能がまだまだ不十分のように見受けられるので、体制の強化をし、より強力な収納対策を実施されたい。特に、27年度は公金横領事件等、町政を揺るがす事件により、町民に多大な不安と不信を抱かせた。今後は、組織的なチェック体制の確立や条例、規則等に基づく適正な事務執行に努め、内部統制とコンプライアンスを徹底し、管理、監督者はもちろん、職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、住民の信頼回復に向け、日々職務に専念されることを切望して、27年度決算審査の意見の結びとする。

以上です。

○木村議長 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております、認定第1号から認定第9号までの9議案について、質疑はありませんか。

西澤議員。大卒でお願いします。

○西澤議員 言われるまでもなく、質疑の時間です。そして、平成27年度の決算議案ですから、個別の審査がされると思いますが、北川町政の平成27年度事務事業がどう展開されたのかという決算の基本姿勢にかかわると思いますので、幾つかお尋ねします。

監査委員の意見書にも触れられているところでもあります。1つ目は、現在、大問題となっている公金横領事件は、平成27年度内に発生しました。ところが、決算概要には一言も触れられていないのです。お詫びの一言なり、現在での何らかのコメントがあつてしかるべきではないのですか。この見解をお尋ねします。

2つ目に、横領額が3,000万を超えることは、今年の3月議会、つまり、27年度内にはほぼ掌握していたわけですから、この事件、被害について、どのような方針で臨むのか、基本線は示せるものだと思いますが、1と2に関連して説明をお願いします。

次にもう一つは、プレミアム商品券交付事業です。内部の検証結果を出しているのですから、町民に混乱をもたらした点はしっかりと反省点を記載しておくべきではなかったですか。これも決算概要シートに一言もありません。

次に、町が出すプレミアム商品券で、1人2冊の限度を超えて町長、議長が率先してルールを破って買いに行く、その反省点と極めてルーズな事務事業によって町民に分断とささやかであります但对立、混乱を持ち込んだ反省、この2点の反省が大切だと思いますが、見解を求めます。

次には、決算概要シートに、これもプレミアム商品券事業が書いてありません。委員会でも詳しく議論がされると思いますが、利用者、世帯数、地域経済の波及効果などなど、明らかにすべきだったと思いますが、見解を求めます。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 決算概要に問題の点が一言も触れられていないというお話でございます。横領の件につきましては、おっしゃるように監査委員さんのご指摘にもあるようにということがありますので、そのことについて少し整理させていただいて、決算概要、指摘されてからでは遅いんですけど、そのことはきちっと認識しておりますので、修正を加えさせていただきたいと思っております。

あと、事件についてどのようにという、大まかにそんな話やったと思うんですけど、これにつきましても、当初から一貫して町の方では全容解明と損害賠償の全額の返済を求めることと告訴をきちっとやっていって責任を果たしていただくということについては終始変わりませんので、そのことについてはそのようにしていくということでございます。

プレミアム商品券についても決算概要にもないということでございますが、決算概要につきましては、年度当初に各課の重点事業ということで整理をさせていただいたものを掲載させていただいているということになっておりますので、ちょっと少しそのことについて中で協議をして整理をしたいと思

ますので、よろしく申し上げます。

4点目、ちょっと聞き逃したので、もう一度、ご質問願えますか。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 2回目には入りませんが、利用者、それから世帯数、地域経済の波及効果などを分析して、プレミアム商品券事業の効果について公表して、町として総括するべきでないかというのが質問です。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 今の利用者、世帯数につきましては把握しておりますけれども、地域経済の波及効果につきましては、それだけ地域で売れたということで波及効果はあったと思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 今の答弁を聞いていますと、公金横領事件についても監査委員はずばっと指摘をしています。町当局は、この問題についてどう考えているのかという一言のコメントもなかったという点で、私はがっかりしたんです。そういう点では、行政側がこの問題をどう考えているかという決算にもかかわることですし、事務事業そのもの、それから、いろはの事務そのものがどうなったのかという点で振り返る、反省が要る材料を残念ながら犯人が提供したわけですから、その点を受けて町行政、町長がどのように考えるのかという点は、この決算概要にぜひ反映すべきだと思うんです。

そこで、横領事件にかかわることですけれども、被害額はどれだけに及ぶのかということと、それから、その被害額は会計処理上どのように扱っているのかという点の説明を再度お願いします。

2つ目は、決算ですから、同和対策事業は本町にとって最重要課題として位置づけられてきました。固定資産税の同和減免を最後に、特別施策が終了するのですが、この特別対策の成果と教訓、そして、前進面と陰の問題、そして、公正な後始末が続き、求められていると思いますが、町政としてのその総括を行ったのか。つまり、内部でありますけれども委員会を開く、ないしは外部の有識者を交えた最重要課題として取り組んだ同和対策事業はどうだったのかという点で振り返る総括をする必要があると思いますが、この点、説明をお願いしたいと思います。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 今、西澤議員が申された公金横領の被害額約3,000万につきましては、町の一般会計の方に入金をいたしました。その後、その額については、地方自治法に基づいて処理、充当していくというような処理だというふうに考えています。

○木村議長 人権課長。

○**陌間人権課長** 同和対策事業につきましては、おおむね終結に向かって行っておりますが、しばし改良住宅の譲渡と土地の未処分地等が残っておりますので、今のところそちらの問題について解決の方に進めていきたいと思っております。

○**木村議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 今後の作業にもよると思いますが、同和対策事業については、町の資料で見ても最重点課題、最重要課題として取り組んできたわけですね。それが終結に向かっていきました。そして、その始末をする償還金を受ける事業、それから、譲渡の事業が続きます。それは、同和対策事業を新しくするわけではなくて、今後それを始末していく部分です。けれども、その最重要事業で人もお金も体制も特別な体制でつぎ込んできたわけですから、甲良町としてどんな成果があったのかと、どういう点で反省すべき点があったのかというのをきちんと総合的にまとめることが必要ではないのかと私は聞いているんです。その点、どういうようにされますか。

○**木村議長** 人権課長。

○**陌間人権課長** 今まだ残事業等々継続しておりますので、まだ最終まとめの段階には至っていないかと思えます。

○**木村議長** ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○**西川議員** 8番 西川です。決算については委員会付託という形になるかと思うんですが、今の意見書の中にもありましたように、滞納状況云々の中で、やはり滞納に対する意識が全く足りていないと、各課とも。やっぱり甘いと思います。その辺のところを決算概要のシートを見ていまして、事業評価をBにしたり、本来ならCのはずなんだというところがあるんですが、私は前々から求めています、課題、成果、いろんな問題があるわけですが、滞納に対して、今後増加しないようにするとか書いてあるわけです。減らすことは全然考えていないという感じにも受けとれます。やはり、その辺のところ町が町の財源は何であるかということ、自分たちの財源は何であるかと、報酬はどこから出ているんだという形の中からもっと真剣に仕事に臨まないといけないと思います。一般質問でも言わせていただきますが、その辺のところをふまえた中で、今の公金横領の問題についても後でやらせていただきますから、ここではとどめますが、やはり甘さがあると言わざるを得ないと思います。これは、各課ほとんどだと思うんですね。

それと、徴収金滞納状況の中で、27年度の収入未済額のところの不納欠損額、括弧としてあるところ、これは指摘です。合計が2,294万5,145円となっているんですが、私が足し算してもそういうようにはならない

んですが、間違いないかどうか。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 今のご指摘の部分については、一度こちらの方で確認をさせていただきますまして、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○木村議長 西川議員、よろしいですか。

○西川議員 課題に対しては。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 まず、冒頭に西川議員がおっしゃられること、税務課の関係で、滞納に対する思いというようなところのご指摘については謙虚に受けとめなければならないというふうには思っているところでございます。

平成27年度の事務決算概要シートにつきましては、基本的に調定、それから収納といったようなところでの通常の取り組みをやっていく中で、目標どおりというような事業評価、総合評価がされているものでございますけれども、冒頭申し上げましたように、西川議員のご指摘のところを精査していく中で、これ以上にどう目標を高めていくのかという具体的に課の中でも検討していく必要は十分にあるなというようなことをご指摘を通じて今、認識をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○木村議長 8番 西川議員。

○西川議員 概要の中で言いましても、金額が全く低いようなものをこのシートに載せて、もっと金額の大きなやつが事業としてほんとは出てこないかんはずやと。この金額が少ないのはそれほど重要なもんだったら、もっと詳しくわかるように書くとか、やっぱりしていかないと、甲良町自身、何をやっているのか、適当につくるときゃいいという形で出てきていると私は理解してしまいます。その辺のところやっぱり甘さが残っていると、もっと皆さん勉強して、議会に出すなり、町民にもっとわかりやすくやるのがそれじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 済みません。町全体が甘いという認識ということでございますが、この事業シートにつきましては、金額の大小によって上げているものではございませんので、極端に言いますと、予算ゼロでも取り組んでいる事業はございますので、それが町にとって、その課にとって今年度の重要事業であるということであれば上げているということをご理解いただきたいと思います。おっしゃるように、確かに金額の張るものについては、重要という認識はしておりますが、シートについてはそういう整理をしているということでご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

先ほどの西川議員の質問に対して回答がありますので、総務課参事。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 決算概要の92ページの合計額の件につきましては、西川議員に説明させていただきまして、この金額で間違いがないということをご理解していただきましたので、ここでご報告させていただきます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 これは本来なら小計欄のところに括弧が入るはずなんですよね。入っていないというので、私がちょっと勘違いしておるところがあります。ごめんなさい。

○木村議長 次に、日程第16 議案第42号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第42号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、予算書裏面をご覧ください。

議案第42号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。今回の補正は、1億3,714万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3

8億9,160万7,000円とするものでございます。内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、また地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正で説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入、9款 地方交付税、補正額7,928万6,000円、13款 国庫支出金5万2,000円、14款 県支出金667万円、16款 寄付金300万円、17款 繰入金5,820万円の減、18款 繰越金1億811万円、19款 諸収入81万円、20款 町債258万4,000円の減。歳入合計、補正前の額37億5,446万3,000円、補正額1億3,714万4,000円、計38億9,160万7,000円でございます。

2 ページをご覧ください。

歳出。1款 議会費、補正額58万2,000円、2款 総務費9,092万1,000円、3款 民生費1,775万6,000円、4款 衛生費718万6,000円、6款 農林水産業費937万6,000円、7款 商工費290万2,000円の減、8款 土木費395万4,000円。

3 ページをご覧ください。

9款 消防費558万1,000円、10款 教育費466万3,000円、12款 公債費ゼロ円、13款 諸支出金2万7,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

4 ページをご覧ください。

第2表、地方債補正。起債の目的、臨時財政対策債578万4,000円の減、補正後、1億2,921万6,000円、消防指令施設整備事業債160万円の減、ゼロ円、消防指令施設整備事業債、単独50万円、290万円、高機能消防指令施設整備事業債430万円、430万円。計258万4,000円の減。補正前、1億8,930万円、補正後、1億8,671万6,000円です。

以上で、説明を終わります。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 ちょっと機械が壊れとんのと違うかなと思うんですが、1ページの寄付金と繰入金のところの横線、それから2ページの衛生費、農林水産業費の間、公債費、諸支出金のところ、3ページ。ここの線が、アンダーラインが皆さん、消えてるんじゃないのか、機械が悪いんとかちがいますか。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 今のご指摘の点についてなんですが、ちょっと機械の都合

で線が薄くなってしましまして、申しわけございません。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第43号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第43号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○米田住民課長 それでは、表紙裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,738万5,000円を追加し、11億7,620万円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。3款 59万4,000円の減、5款 県支出金18万1,000円、8款 繰入金451万7,000円、9款 繰越金3,328万1,000円。歳入合計、補正前の額11億3,881万5,000円、補正額3,738万5,000円、計11億7,620万円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、補正額449万2,000円、6款 保健事業費38万7,000円の減、8款 諸支出金739万8,000円、12款 予備費2,588万2,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 7ページと8ページで質問します。7ページの方の過年度分の過誤納還付金39万、それから、次のページに補助金の返還金708万円があります。昨今、期限を守らなかったとか、納付の年度を間違ったとかいうのがあります。これはどういう内容でこうなったのかの説明を求めたいと思います。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 まず、過年度分の過誤納還付金でございますけれども、国民健康保険で払っていたんですけども、以前に社会保険に入っていたとわかったときに、その分をお返ししなきゃいけないというようなところでの過誤納付金の還付金でございます。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 補助金返還金につきましては、前年の12月、1月、2月分につきましては、国の方から概算で交付金がきますので、その分を精算した額が返還金ということで、次年度になります。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 今の説明で7ページの方ですけども、そうしますと社会保険庁、今は社会保険庁と言わんのかいな、行政と行政の窓口がそれぞれ違うわけですけども、社会保険に入った場合、この人は社会保険に入りましたという通知は一切なしで、本人の申請がない限り、国保に入っていた人が社会保険に異動したというのは、どういう状況でしかわからんのですか。つまり、申告がなければ後にしかわからないという点で仕組みを尋ねているんです。つまり、行政内の発見の遅さなのかそれとも、行政と行政の関係で窓口が違いますので、そういう連絡事務がどうなっているのか、そのずれで出てくるのか説明を願いたいと思います。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 本人の申請時点でわかるというようなことでございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 7ページの今の還付金のことに関してお尋ねします。還付金の返済手続はどのような流れでやられるのかをお聞かせください。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 住民課の方でまず国保の資格の関係がございますので、その資格の中で、実は私、社会保険にさかのぼってこうでしたわというような連絡が本人からございます。その時点で、資格の方でさかのぼって資格の処理をいたしますので、それが国民健康保険税の方の賦課に連携をしております、その申請があった以降の賦課の時点で、この方が例えばさかのぼって国民健康保険税を払わなくてもよかったというようなシステム上、計算がされるわけです。それでもって、この方に還付をするといったような手続に入るというようなことでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 そこから、先のこと。本人に行き届くまでは。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 本人さんが社会保険に入ったと、これがさかのぼって過年度分から社会保険だったというときには、その情報が住民課から税務課に来ると。そして、計算をし直すと、これは支払いが多過ぎたということで還付処理の額が決定すると。そこで、還付処理の通知書というのを本人さんに送るということになります。そして、現金納付だったらいつに来てください、口座にしてほしかったら、口座に依頼書もつけますので、この日にこの口座に入れてくださいという通知をいただいたときに、そこで最終処理をさせていただくということになります。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第44号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第44号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 議案第44号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算に146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,918万2,000円とお願いするものでございます。

第1表にて補正の内容をご説明申し上げます。地方債の変更については、第2表、地方債の補正でご説明申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。3款 国庫支出金75万円、5款 繰入金165万4,000円の減、6款 繰越金107万3,000円、8款 町債130万円。歳入合計といたしまして、補正前の額4億6,771万3,000円、補正額が146万9,000円、合計といたしまして4億6,918万2,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費3万1,000円の減、2款 下水道事

業費 150 万円、3 款 公債費、支出ございません。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正でございます。起債の目的として、公共下水道事業債 130 万円の増です。補正後は 760 万円でございます。起債の合計額といたしまして、130 万円の増額で、補正前が 1 億 5,060 万円、補正後が 1 億 5,190 万円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 19 議案第 45 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第 45 号 平成 28 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)。

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 5 日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○木村議長 人権課長。

○陌間人権課長 議案第 45 号 平成 28 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)をご説明申し上げます。

既定の歳入歳出にそれぞれ 283 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,875 万 1,000 円をお願いするものでございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入。2 款 繰入金、補正額 283 万 4,000 円。歳入合計、補正前の額 1,591 万 7,000 円、補正額 283 万 4,000 円、合計 1,875 万 1,000 円でございます。

続きまして、2 ページをお願いします。

歳出。1 款 総務費、補正額 283 万 4,000 円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第46号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第46号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○**木村議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**小林保健福祉課長** 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。裏面をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ592万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,334万円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

歳入の部。3款 国庫支出金155万4,000円の減、5款 県支出金77万7,000円の減、6款 繰入金508万6,000円の減、7款 繰越金1,334万6,000円。歳入合計7億6,741万1,000円、補正額592万9,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

歳出。1款 総務費431万円の減、3款 地域支援事業費393万4,000円の減、6款 諸支出金1,027万6,000円、7款 予備費389万7,000円。歳出合計7億6,741万1,000円、補正額592万9,000円、歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくお願いたします。

○**木村議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**木村議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第47号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第47号 平成28年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、議案第47号 甲良町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。

収益的支出でございます。当初予算第3条に定めます収益的支出の予定額を次のとおり補正をお願いするものです。支出の部、第1款 事業費用2億1,066万3,000円で、項内の予算組みかえで、同額2億1,066万3,000円をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 1ページのところに、補正予定額ということで、雑支出の漏水還付53万円が計上されていますが、これは何件の分なんですか。同時に、いつ発見されたものでしょうか。それぞれ複数件なら、それぞれの発見年月日とまでは言いませんが、いつの発見なのか説明をお願いします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 件数といたしましては、8件分プラス予備で5件見ております。発見につきましては、前年度、平成28年2月の寒冷によります水道管凍結がことのほか、申請件数が多かったというところと、甲良中学校におきましても還付が発生いたしておりますので、この金額が大きかったというところでもって補正をお願いするものでございます。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 そして、それプラス5件というのは、この年度内、つまり28年度の中でまた発生する可能性もあるということで計上したと見ていいんですか。そして、既に漏水の申請があった8件については、中学校とあと7件があったわけですが、それぞれその発見が今年の2月ということでいいんですか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 申請をいただきましたのが、年度を超えてからというところでもっての内容でございます。平成28年になってから、まだ過年度の分、まだ申請をされておられないという方がおられるかもしれないというところでもって、予備を見ておるというところでございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第48号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第48号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県市町村交通共済組合理約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第48号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の一部を改正する規約についてご説明申し上げます。

滋賀県市町村交通災害共済組合理約、昭和43年滋賀県指令地第706号の一部を次のように改正するというので、この改正につきましては、現在、滋賀県下全市町が加入しております滋賀県市町村交通災害共済組合の廃止について条例の一部を改正するものでございます。

本事業につきましては、年々加入者が減っていることで、現在は滋賀県内で20.4%の加入率ということで、毎年、基金を取り崩しての運営となっていることで、このままでは運営が成り立たないということ、それから、発足しましてからもう四十数年たっておるということで、社会情勢の変化にも鑑みということで、この事業を平成31年度に廃止するというものでございます。それにつきまして、この事業への加入申し込みの受付を29年度で終了するというに伴います一部改正でございます。

第3条中、事務の次に「平成30年3月31日までに共済期間が終了するものに限る」を加える。

付則。この規約は滋賀県知事の許可があった日から施行するというものでございます。よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第23 諮問第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。人権擁護委員法第6条第1項の規定による、委員、藤礼子の任期満了に伴い、同法第6条第3項の定めるところにより、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、意見を求める。

住所、犬上郡甲良町大字小川原374番地、氏名、中野雅代、生年月日、昭和27年6月16日。

人権擁護委員の推薦に当たり、平成28年12月31日で任期満了となる藤礼子氏の後任として、中野雅代氏を推薦するものです。中野雅代氏は、長年教職員として勤務され、学校教育現場にて子どもたちや自らの人権意識を高めるために、研究、修養を積み、平成25年に退職をされました。現在も愛荘町および多賀町の非常勤講師として子どもたちの教育に力を注いでおられます。また、こうらスマイルネット常任委員、甲良町健康推進員として長年、地域の発展や教育の振興、福祉の向上について幅広く何事にも積極的に取り組んでいただいているところでもあります。町民の人望も厚く、人格、識見高く、広く社会の実情に精通し、人権についての理解もあることから、女性の観点からの人権擁護活動に大いに期待できる中野雅代氏を人権擁護委員としてお願いするものでございます。

なお、任期につきましては平成29年1月1日から平成31年12月31

日までの3年間でございます。どうぞ同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 人権擁護委員の中野雅代さんについて、賛成討論を行います。  
甲良町におけるいろいろな人権問題、さまざまにあります。町の方は同和問題をはじめとするというように同和問題を先頭に置いています。しかし、同和問題をタブー視する傾向になりがちであります。その点で、タブー視する傾向になることなく、憲法に基づく人権規定に基づいて、その理念を尊重して活躍されることを希望して賛成討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。  
(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより諮問第1号を採決します。  
お諮りします。  
本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。  
起立全員です。  
よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は適任者と認めることに決定いたしました。

次に、日程第24 同意第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。  
町長。

○北川町長 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、犬上郡甲良町大字小川原360番地、氏名、日下和子、生年月日、昭和34年8月1日。日下さんについては、平成19年に前任者の残任期間から就任していただき、現在、3期9年を真摯に務めていただきました。教育全般に対し熱心で、教育委員唯一の女性として女性の視点からの意見もしっかりと持たれており、教育委員として適任者であると思われまますので、どうぞ同意のほどよろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。教育委員会の制度が大きく変わりました。首長に属する諮問機関の性格を強めています。そういう点では、政治の動向に教育が左右される、これは非常に危険なこととして、また憂慮すべきこととして指摘をされてまいりました。そういう点では、教育の問題は多岐にわたります。同時に、子どもの貧困など、教育の困難にぶち当たっているもとにあるところは、やはり経済的なところも、それから格差が広がっているところにもあります。そういう点では、さまざまな視点で甲良町の教育問題をしっかりと論議をしていただきたいと思います。そういう点では、この2号、3号の議案に共通して、そういう問題でさまざまな角度、そして、今の政治状況の動向に左右されず、教育の基本にのっとった教育委員会の活動に専念をしていただくことを希望して賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、同意第2号は同意されました。

次に、日程第25 同意第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○**木村議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、犬上郡甲良町大字在士497番地、氏名、藤真照、生年月日、昭和27年1月17日。藤さんについては、平成24年に就任していただき、1期4年を真摯に務めていただきました。英語教員として滋賀県内の高校にも勤務されていた経歴を持ち、教育全般に精通し、人格も高潔で、教育委員として適任者であると思われまますので、どうぞ同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○**木村議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**木村議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**木村議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**木村議長** 着席願います。

起立全員です。

よって、同意第3号は同意されました。

次に、日程第26 発議第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 発議第8号 平成28年9月5日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 建部議員。

賛成者 甲良町議会議員 田中議員、同じく阪東議員。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を地方自治法第112条第1項、第2項および第3項ならびに  
会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○木村議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 提案理由の説明を申し上げます。

今年の3月議会、非常に厳しく重い処分が議会によって決定されました。町職員の公金横領事件に伴い、管理監督責任を問うものとして、町長の給料月額60%を12カ月減ずる処分であります。一昨年、某市の行事で死亡者が出る事故を起こしました責任で、月額10%を3カ月減ずる処分をされた市長がおられました。また、近く可決される予定ですが、某市長は、職員による官製談合、横領事件などの一連の不祥事の責任をとって減給処分を行う予定でおられます。中には職員の不祥事であっても、責任を問わない町、市があることも聞いております。

その中であって、甲良町における町長の処分につきましては、異常なくらいの厳しさ、重さ、60%を12カ月という処分に対しまして、60%の率はそのままでも、12カ月という機関の短縮、6カ月に提案をいたしたいというところがございます。どうか議員各位におかれましては、それぞれの思いや感情がとおりかもしれませんが、ご理解をいただき、ご賛同賜りますことをお願い申し上げます。提案説明といたします。よろしくお願ひします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今日、この発議を見まして驚いています。建部議員がそこまで北川町長を擁護するの点という点を驚きました。そこで、4点ばかり質問をいたします。

1つは、本年1月に発覚した町職員による公金横領事件は、いまだ告訴もされず、解明も進んでいないとみられます。その管理監督責任は、大変重いものと思います。ところが、北川町長は全容解明の後、自らの責任を決めたとして、3月8日、記者会見で述べました。そういうように表明をしているだけで、自らへの戒めを明らかにしていません。提出者はどのように考えているのですか。これが1点です。

2つ目は、甲良町議会報告、今年の4月1日付の報告に後書きがこう書いてあります。「大事なものは、北川町長がこの在任中に自らの責任において、町役場の体質改善と職員の資質向上、規律順守を諮り、町の名誉と信頼回復

に努めることだと思えます」。これは、建部議員の考え方が書かれているんだらうと、私は推測して見ましたが、この点で信頼回復はされたのか。そして、ここにある職員の資質向上、規律順守を諮り、町の名譽を回復、これができたのか、提出者の見解を求めます。

3つ目は、提出者は現行の6割カット、1年間の議案が出された際、議員が町長の給与額を定めることはいかかなものかと思見解を表明されました。本議案、発議は明らかに議員が現行の減給を元に戻すというものであり、提出者の見解とも矛盾をすることではないかと考えますが、どのようにお考えですか。

そして、最後に、述べられました他の首長の減給ないしは処分、自ら課した規律、これの軽い方をずっと述べられました。首長というのは政治責任をとるものであります。課長や、そして以下の職員が取り切れない政治的な任務、そして、町政としての信頼を回復するという最大限の責任を町民は負っています。そういう点で、6割減給、そして1年間といのはネット上にもよくやったと、そして、信頼回復を期待する、そして、その厳しい処分に応えて町長は頑張っしてほしい、努力してほしい、こういう書き込みが幾つか見られます。そういう点でも、軽い方を出して、甲良町に適用されるということ自体は当てはまらないと思うんですが、その見解を求めます。よろしく願います。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 お答えをいたします。まず最初の質問ですが、そもそも町長なり、自分が管理監督責任を問うて処分をするというのは、本来、町長自身が議会に諮るものでございますし、またその処分は事件が終結する、また終結の見通しの立った時期に、総括と反省を含めて処分するのが、これは当然の話なんです。しかし、今回の3月の処分、町長の方も提案が早過ぎました。少なくともその事件の全容が明るみになり、そして、その終結に向かっている、そして、その見通しのたった時点で町長がその事件に対する総括なり反省を含めて処分を行うというのが、これが道理であります。しかし、時期が早かったことは事実です。

それと、私はそのときの反対討論で、議会が長の処分を決めるというのは道理に合わないという発言をしました。まさにそのとおりだと今でも思っています。なぜなら、長自らがその責任を皆さんにお諮りして、処分を行うというのが当然の話でありまして、議会が長の処分を行うというのは全くの異例であります。そのような異例の事態を私は議会が行うべきでないという発言をした、そのことはまさにその通りだと思います。

それと、私が先ほど質問の中で、いかに町長をかばうとか、擁護する云々

がありましたけれども、この60%、12カ月という処分は非常に異常なぐらいというか、常軌を逸するぐらいの重み、そして厳しさがあります。そういった処分は、先例または前例の中にはございません。ただ、先ほど少ない処分を例に挙げたと申し上げますが、60%、12カ月というような処分は私もネットで調べましたが、ないです。某市の市長が近く処分されると言いましたが、今日、開会日でございますから、今日、提案されるかどうか、8月29日の議会運営委員会ではその話が当然出るという、議案に上がってきていることは事実なんです、決定されるのは、この議会中に決定されます。それとて、その某市は単に官製談合だけでなく、職員の横領事件、そしてわいせつ行為、そういったことも幾つか重なってありました。その処分も一つ一つに処分するんじゃないんです。一連の不祥事の責任をとって、今回処分するんです。そして、某市の死亡事故のように、その死亡者なり、けがを負われた方の補償も済まし、そして、その事件を終結させた後に市長自らが10%、3カ月の処分をしているんです。これは、少なくとも今回の60%、12カ月の処分というのが早過ぎましたし、町長も10%、5カ月という提案を出しましたが、時期としては確かに早かったんです。

だから、今回の事件がまだ解明されていない、事件が終わっていないのに、私の提案が、言うたら、半分の処分という提案は当たらないではないかという質問ですが、それはそうではないんです。少なくとも処分の時期が早過ぎたのは事実ですし、その処分の、本当を言えば解明、終結に向かった時点で処分をするのが道理であるというのを、これは私の自説であります。当然、今までの市または町長が処分をされている内容については、全て結果、終結された後に処分されているんです。その経過の前に、その事件が発覚したからと、即処分するというのは、それは合わない。

ということで、私はあえて60%については言及はいたしませんけれども、12カ月をせめて6カ月に。あまりにも重い厳しい処分は、前例、先例にない、よそにもない。むしろ、何や甲良町、議会が勝手にそういう処分を決めてということもそしりを受けております。そういった意味からもぜひとも私はこの6カ月ということについては、もうぎりぎりでございますので、今日、提案させていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 建部議員の自論だというように理解をしています。ところが、最初にも言いましたように、町長の政治的役割、政治的立場というのは、自ら律することであり、3月に1割、5カ月の減給を町長自ら出されてきました。それでは足りないでしょということで、私たち有志で提案をさせてい

ただきました。同時に、今、事件発覚から8カ月です。告訴もされない状況が続いています。そして、見ますといろんな告訴にかかわる証拠書類が実際に告訴までたどり着けるのかという点で、大変不安に感じているのも私1人だけではありませんし、町民は集まると公金横領事件どうなったんやと、職員がええ目をしてるんとちゃうんかと、こういうようにささやかれていますし、批判もされています。犯罪を犯した者がきちっと刑事責任を問われたい、こういう状況が続いている中で町長は自ら先頭に立って、減給も覚悟で頑張っているという姿は、町民に示す大事なメッセージだと思います。

そういう点では、この9月まででその処分が終わるということ自体、その終わるころに解明と、そして告発がされればいいですよ。ところが、それがされなかったら、どういうように全容解明の後にと今、提出者は強調されましたが、これが9月30日を越えてもまだ続く、そしてまだ解明もされない、告訴もされない。そういうような状況が続く可能性が大きい中でどうするよう提案者は考えているのか見解をお願いします。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 お答えいたします。私が今、提案しているのは、現在の事件が解決する、解決しない云々じゃないんです。町長が職員の横領事件発覚の間なしに、そういう町長自らも自分から処分を求められました。しかし、議会がそれでは生ぬるいというか、少ない、軽いというので、今、話題になっている60%、12カ月を可決されたんですが、私はその内容が非常に重い、厳しいという、先例にない、前例にないということで、その半減、軽減を求める提案をしているんです。

それで、今の事件が告訴されないかもわからない、そんな話でその処分じゃないんです。本当を言えば、私は先ほど申し上げました、事件がそこそこ終結になり、そういう見通しがたった時点で長の責任を問うというのが当然の話であります。前もって、事件が発覚した時点でというのは、まずそれが私は間違いだと。

それと、議会が決めたことに対して、長が自ら行うのが道理で、議会が決めるのはおかしいという話を私がしたということですが、今回、私が提案しているのは、議会で決められた内容を再度、議会で訂正を求めるというので、あえて提案をしているわけです。

それと、町長が責任を果たした、名誉回復のためにという話も先ほどありましたが、その努力はされている。ただ、その名誉回復につながったかどうか、結果がどうかというのは今、問われるのはおかしいと思われま。少なくとも、町長在任中にはそういう今までの反省、総括に立って、町の体制、そして体質改善なり、名誉回復を図っていくというのは、これは町長が努力

をして、これから在任期間中はこれに傾注するというのは当たり前話でありますから、信用回復についてはこれからも取り組んでいただけるものと思っております。

ということで、議会が決めたものをもう一度、議会で、本当に異常なぐらいの重み、厳しい処分をせめて普通、先例、前例並みのそういう処分にぜひとも。でも、それとて今、私の提案している期間の半年の短縮だけでありまして、率の60%については言及していない。なぜなら、もう半年、そうしてこられたということもありますが、その率とて通常から言えば6倍以上の重み、厳しさであります。そういう率について申し上げません。ただ、12カ月、1年というのを6カ月、もうここで切りをつけていただきたいという提案であります。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。今、建部議員が提案されていることに対して、3月議会で町長の方から出された10%、5カ月と提案されました。それを否決すれば元どおりになるという形があったわけです。その辺で、建部議員も言われました、私も早計だなとは思っていましたが、町長の方から提案が出されて、それでもそれではまずいということで、60%のカット、1年間ということになったわけですが、その中に私らも申し上げていたと思うんですが、やはり、解決に向けてめどを立てると、早く行政も一丸となって、やはりこの町長を助けないかんやないかという姿勢を出してほしいという思いもあったわけです。その辺がいまだに解決に向けて、告訴もされない状態で、この段階でこれをまた6カ月、私も長いな、気の毒だと思います。思うけど、解決に向けて、全くその辺の努力がなされていない、何かうやむやにしたいような感じでさえ私は受け取れるんですが、そんな中でこれを出されているということは、ちょっと理解に苦しむところであります。やはり、めどが立ってからとかいうことになってくればまた話は別だと思うんですが、いまだ全然めどは立っていません。

それと、もう一つ、別角度で申し上げます。例として、今、東京都の小池知事が報酬半減策を打ち出しています。議会が困惑しています。年間トータルにすると、議員報酬の方が年間では上回るというようなもので、議会の方も困惑して、どう対処したらいいんだらうなということもお考えになっています。やはり、首長というのはそのぐらいの責任を持ってやっていただかないかんわけですから、行政ももっと町長を後押しする姿勢ももっと出してこなきゃ、これはやはり当分続けなきゃ仕方がないと私は思うんですが、いかがですか。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 今回の質問は、私というよりか、町長への見解を問うような内容でございまして。

まず、私は今回の事件の真相なり、警察に告訴される、そして、その告訴をされた後に起訴される、また刑が決まる、そういった先まで伸ばそうという思いはないんです。そこそこ事件の真相なり、そして終結というか、その見込み、見通しが立った時点で処分をすべきだったということは先ほど申し上げたんですが、今、西川議員の言われるように、確かに西川議員もそれは12カ月、長いと思うというあなたの見解もありましたが、私は単に事件が今、解決していない、まだ告訴もされていないから、まだこの処分はずっと引きずってもいいというような発想じゃない。少なくとも事件とは関係なく、その今の処分の重みがいかに長過ぎるのと、率が多過ぎるという、先ほども申し上げました、先例、前例にない内容でもって町長の処分が議会でもってされているわけですから、今回、その議会でもってせめてその半分、6カ月に短縮をしていただきたいという提案でございまして、思いは西川議員と同じであります、私は解決に向けて町長は努力をされていると。ただ、町長自身の見解については、町長が述べるでありましようけれども、私自身は信じておりますので、その解決に向けて努力されていることは現実でございまして。

以上でございまして。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 もう1点。建部議員がおっしゃっている意味はわからんでもないということは皆さん理解できるかと思うんですけれども、これを今出す時期かということが1つあると思うんです。全協の終わった後に記者会見されました。またまた不祥事が発覚しています。この段階で今まで決めていたことを議会の方が許してしまうということは、またまた町民から批判をうけるということをお考えにならないのでしょうか、お尋ねします。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 お答えします。まさに今なんです、この時期なんです。処分が決定されて半年たったと、12カ月という処分が半年という節目に来た、まさに今が提案の時期なんです。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。3月議会で予算は可決をしました。そして、この給料の減額が提案された段階で、1割、5カ月の提案が生ぬるいのではないかという点で否決が決まりました。そして、今回、問題になっている60%、1年分というのは7人が賛成をしたんです。というのは、やはり町長の政治姿勢、これは自らの給料を減額するというのは、政治姿勢をあらわす大事な1つでした。それぞれの首長選挙でも現行の条例から何割カットを公約に掲げる首長候補が各地で見られます。そういう点では、自らがこの政治姿勢、つまり、100万の給与をもらう首長であれば、この100万をもらうわけにはいかない、私は7割カットで公約を掲げますというのは、それぞれの政治の信念を持つ首長が行うことでもあります。そういう点で、私たちは7人がこの1割、5カ月というのは少ないのじゃないかというメッセージを上げ、そして、町長が提案した議案は否決したのであります。そして、新たにこの12カ月、6割カット、これを提案し7人が賛成しました。大変重いです。建部議員が言うように、処分としては重いです。しかし、これは私たちが課した処分ではありません。そういう政治姿勢を見せるべきではないのかという議会側からのメッセージです。そういうように受けとめるべきだと私は思います。

あるところで、町長は給与カットされて、それでも頑張っている姿、そして、そういう話をされていることも聞いています。町民が受ける印象は、町長はそこまでカットしてやろうとしているんやなというように共感といいますか、この着服事件は大変な深刻な問題ですよ。しかし、それと直接、町長がかかわったわけですないけども、指導監督の責任をちゃんととって全容解明と告訴、刑事責任をK氏に問う、こういう役割を果たすんだという点で決意をしっかりと持ってほしいというのが議会側のメッセージです。そういう点で可決をしたわけですから、今の時点、つまり、告訴ができていない、そして、3,000万は被害額が超えるということはわかったけれども、どんだけになるのか、証拠関係は一切議会にも出されませんし、告訴の手続も進まない、こういうことから見ると、どこまで被害額があるのかという点でも不明朗ですし、税金というところでこういう事件が起きているわけですから、不信は高まる一方です。ですから、その不信を1つの角度から払拭するという意味でも、町長の給与6割、1年間というのは大変いいメッセージ、重いメッセージですけども、いいメッセージとして町民には伝わっています。そのことを今、期限を短縮するということはないというように思いまして、反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 反対討論をいたします。この前の記者発表を私も聞いていましたが、内容が机の中に1年間お金を入れていたとか、ダッシュボードに放置していたとか、18万とかいうような、完全にこれも着服ではないにしろ、1年間も机の中に放置、またダッシュボードに放置、もう着服に近いようなという大分きついような言い方かもしれませんけど、そんなことも、記者発表されていまして。こんな監督が全然できていない、着服があつて以来、1つも監督ができていない、このような状態で今このようなことをするのは、私は妥当ではないと思いますので、反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。私は、この発議に賛成討論をするものであります。

まず、公金横領事件ばかりが表だって、責任も町長1人に押しつけようというのが垣間見られます。確かに、甲良町の長ですから、責任を問われるのはそれが本筋です。だから、3月議会のときに、何度も出ていますが、1割を5カ月の処分をと、自ら罰してくれと、そういう提案を本人もなされて、それがぬるいから6カ月の1年というのを議会で決めたというのも私は建部議員と同じくあまりにも苛酷、重過ぎる処分であると思っております。私の中では30%、5カ月というのが妥当じゃないかなと。確かに、1割の5カ月はちょっと甘いかなというのにはありましたが、あまりにも60%カットの1年というのには苛酷過ぎるというのは、3月議会では思っておりました。だから、反対に回りました。

それと、その3月議会が終わった後にリコール問題が発生いたしました。これは、どういう訳で、途中で断念されたのかはわかりませんが、私の中では成立しなかったということは、町民から信任をされた、再度頑張れと、もう一度チャンスをやるから頑張れと言われたメッセージだと思っております。ということで、9月30日で6カ月ですか、十分妥当な処分だと思ひ、たまたま今、9月議会に来て、ちょうど6カ月になる、まさに今がこの発議の出どころだと思っております。

それと、告訴の件ですが、告訴はまだされていない、されていないと言いますが、私の知っているところによりますと、何度も告訴の準備をして、警察に行かれています。あえて甲良町の行政だけが悪いんじゃない、これは。受け付けない警察にも問題がある。自分たちの足を汚すのが邪魔くさいのかどうかわかりませけど、点数が低いのか、もうめくれている事件だから点数が低いのかどうかわかりませけど、受け付けない警察にも問題がある。な

ぜ受け付けないのか。もっと証拠を持ってこい、もっと証拠を持ってこい、全部、行政に証拠を持ってこさせている。今おそらくかなりのところまで来ていると思うんですけれども、その件につきましても、この前の全協の後、記者会見がされるといううわさが出て、さあひょっとしたら告訴しませんという記者会見じゃないかというよろめき立つ議員が何人かいたように思います。それではなかったなので、ほっとしておりますが、適切に町側も処分に対して、適切な処分を順次なされているというところが見えております。

ということで、長々となりましたが、自分たちの意にそぐわない町長だから、重い処分をするのかというのが見え隠れする、それはいかがなものかと私は思っておりますので、賛成討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

6番 阪東議員。

○阪東議員 賛成討論をします。3月22日に一応、管理責任という形を町長は問われまして、問責決議案も可決をされたというところですよ。また自らの処分として10分の1、5カ月を提案され、それでは甘いということで、さらに議会の方から10分の6、12カ月という提案をされました。私もネットでいろんな形を見て、6カ月というのは甲良町長というのが一番出てきます。ただ、そういう面からすると、この処分というのは非常に厳しく、また民間にしても、いろんなコンプライアンス問題、また倒産の危機に瀕している人でも、こんだけの社長が減給になるということはずがないと思います。そういった意味で、この提案については、やはり私としては賛成者として賛成討論させていただくということにしました。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数です。

よって、発議第8号は可決されました。

ここで、休憩します。再開は、1時半からです。

(午後0時10分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、日程第27 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、質問時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

それでは、6番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○**阪東議員** 6番 阪東です。議長の許可を得ましたので、通告書にしたがいまして質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず1番目の農免道路の事故に問うというところで質問をさせていただきたいと思います。この質問については、一昨年12月に質問をさせていただきました。十分な回答が得られませんでしたので、再度、質問をさせていただきたいと思います。

池寺下之郷線の東びわこカントリーより東の交差点でたびたび事故が発生しております。ここにかかわらず、池寺の方についても農免道路にまつわる事故が発生しているというところでは。

それで、まず第1番目に、前回にもこのカントリー側の交差点で発生する事故については、道路環境が原因ではないかなということで質問をさせていただきました。しかしながら、建設水道課長は警察に問い合わせと何ら問題はないという回答をされております。しかしながら、何度も発生するということについては、何か原因があって発生するというところなので、重要性の認識が不足しているのではないかなと思います。再度、お尋ねをしますが、この交差点については道路環境が何らかの環境に影響しているのではないかなと思いますけれども、その見解をお尋ねしたいと思います。

○**木村議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 今の議員のご質問でございますが、まず、町道池寺下之郷線の1灯式の信号の交差点のところでございます。一応、事故状況なども警察等に確認したところ、事故が6月に発生しているというところでございます。2名の重傷者も出ているというところでございます。27年度がゼロ件というところでしたが、18年から27年の10年間で、死亡事故はないにせよ13件発生したというところでございます。

特に、警察によりますと1灯式の赤色点滅の信号無視というのが事故のほとんどを占めていると聞いております。無視をする原因というところはなかなか難しいのかもしれませんが、今後は何らかの手だてなどが必要かと思っ

ておるところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど、手だてという回答が出ましたので、次に進ませてまいります。

2番目で、先ほど回答がありましたように、生コンのトラックとジープが追突し、大事故になり、その後の状況を聞きますと、運転者が失明をされているとか、そういう後遺症を持たれているということを聞いております。私は、その環境というのは、やはり南北に一旦停止側なんですけれども、その南側の道から出だしというところで事故が起こるので、やっぱり南の道が坂道になっているということと、電柱で非常に死角になっているということで、車両がわかりづらい。これは、夜は起こらないんです。昼間ばかり起こっておるということで、夜は起こらない。そういう場面もありますので、やはりこれ以上、身障者を出さないためにも、警察と本当に連携しながら必要な処置をとるということが重要やと思います。町としても必要な処置ということについては、具体的に私の方が要望しますと、やっぱり徐行を促す看板とか、これはもう事故が多発する交差点ですよという看板を少し立ててやると、夜は起こらんのかから見えなくてもいい。昼間に起こるので、やっぱりそういう看板をつけてやることによって、相手にわかる。地元の方は、本当に事故はしないんです。この交差点は危ないというのがわかっているんで、地元の方はそういう事故をしないんですけれども、やはり、他府県または他町の方はやっぱり事故を起こす可能性が非常に高いということで、この点についてどう考えておられるか回答を。できれば、そういう処置もお願いしたいという要望も含めて回答の方をお願いしたいと。ここに書いておりますように、死者または障害者が発生しないと何も手が打てないのかという甲良町にならないように、先手必勝というところもやっぱり考えていただきたいと思うので、回答の方をお願いします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 彦根警察署とも8月に現場の確認を行っております。何らかの手だても一応、協議はいたしておりまして、ロードスキッド、カラーグリップとかいう路面標示になると思いますけれども、そういうのを検討していこうかという思いでおるところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 この交差点にかかわらず、池寺の交差点も事故が発生しているということで、そういうようなところをふまえて改善の方をお願いしたいなと思っております。

続いて、2番の方の水道の有収率の向上についてお伺いいたします。

建設水道課では今年度、重点課題として水道の有収率向上について掲げられ、調査費用も漏水調査として260万9,000円ほどを計上されております。この中で、調査というのも具体的に260万9,000円の調査というのとはどのような調査なのかお伺いしたいと思います。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 漏水調査の手順といたしましては、現場の下見調査、路面音聴調査、戸別音聴調査、漏水音圧調査、確認調査というふうに、音を聞いたり、漏れがないかというのを確認する調査でございます。音聴調査については、路面上で水道の配水管、給水管、弁尖類の漏水を音で感知して調査するものでして、各家のメーターについても宅内を含めて音を確認いたしておるところで、平成28年度から実施いたしまして、28、29、30と3年間で町内全域を調査する予定をしております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 音の確認で一応、調査ということではされているということですね。成果が出るようお願いしたいんですけれども、2番目の方で向上させるといのはなかなかやっぱり難しいと思うんですけれども、どこどこがやっぱり地下に漏れとるというポイントがあつて調査をされていると思うので、むやみに家庭の音を確認するというよりも、例えばそういう配管の年数が何年たつて、ここら辺があやしいぞというように、西学区ではどうや、東学区ではどうやというポイントをね。やたらにやってもらうと、また金もかかると思うので、そういうようなポイントは、どういう調査をされるターゲットにされているかということに対してお答えを願いたいと思います。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 一応、水道の排水管、給水管、弁尖類、全部、音を当たるといたしております。もう抜けがないようにということで、3年計画ということで、3分割しての調査というつもりでいたしておるところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 調査を全部されるということなんですけれども、それに対してやっぱり今回の調査は、目標があつて多分調査されていると思うんですけど、現状の有収率でよかったら別に調査せんとあかんのやから、要は建設水道課としては、どれぐらい上げるという努力をするか、努力目標はどんだけなのかについてはやっぱりあると思うので、それを決めなくて、やたらにここが漏れたからという形であれば、企業はお金を出さんと思うんですよ。だから、やっぱりここも役場も企業と一緒に考え方で、こんだけをやっぱり目標にして、これだけを絶対に確保するんやという目標があつて見えるので、それが

できなかつたら、次にどこに反省点があるんやということをやっぱりスパイラルに回っていくような形で企業はやっていっている、プラン・ドゥ・チェック・アクションのごとくやっている。その点についてやっぱりちゃんと目標が設定できていると思うんやけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 一応、目標とするものは、漏水調査を実施してすぐに、できるだけ早い段階で修繕するということと、宅内であっても早いこと直してくださいということ早く行うということが少しでも早期に有収率を回復する手だてだと考えておるところです。

今回、いろんな計器の修繕であるとか、今までもそうですけれども、漏水調査も修理も含めてやってきております。今のところ、平成26年度から27年度におきましては、1.2%上がっております。そのことを鑑みてでも、漏水調査完了後、平成30年度の完了ですけども、31年度には県の平均の88%を超えられるような目標設定をいたしておるところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 これはちょっと書いていないんですけども、お伺いします。今、88%、県の目標を達成することなんですけれども、そういう目標は立てていかないと、やっぱりそれを目標とするために何ぼかかるんやと、改修に。それは費用対効果に見合うんかと、88%にするために例えば1億かかりますよというたら、それやったら漏らしとく方がええやないかと。そこら辺をやっぱりこれからPDCA、いつも言うてくれはるけど、そういうところを考えながら設定をしていただければありがたいなということで、次に移らせてもらいます。

まだ、3番目が残っていました。水道の未収金について、建設水道課の重要な課題と思います。回収状況というのはどうなんですか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 回収につきましては、年度の未収給水の調書で見ていただくとわかると思いますけれども、今現在、強化というところでは、毎月の納付期限後の未納者について督促状を条例上と同じように20日以内で送付し、催告書を年1回送付いたしております。

平成27年の9月からでございますが、給水停止の基準の見直しを行って、12月から催告書の送付、あと順次、給水停止事前通知書、給水停止予告通知、給水停止執行を送りながら、分納誓約をいたしておるところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 先日、裁判で支払い命令、もうお亡くなりになりましたY元議員宅の滞納の方は解決がしておればいいんですけども、これは亡くなったということで、その後どういう処理になるのか。また、それはそれとして、悪質な家庭はやっぱり厳しく取り立てと給水停止も含めて実行しないとあかんと思うんですけど、その点についてお答え願いたいと思います。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 平成27年から実施しているところについては、催告書を208件に送付し、給水停止の事前通知が10件、あと予告通知2件、給水停止が1件というのが今現在の実施状況でございます。

続いて、分納誓約を交わしながら徴収をしているところでございますが、今後も1週間に2件をめどに給水停止のサイクルを実施していっているところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 もう1件、裁判で支払いが確定した内容のY氏が亡くなられたので、その後についての状況は、もうそこで終わりなんですかという質問なんですけれども。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 裁判についてのご質問、過料というところでございまして、公債権になります。水道料金については一応完納いたしてもらったところでございます。過料についてはまだ一部しか納付されておられませんので、この間も来ていただいて、払うという意味はご遺族の方もありましたし、また、名義の変更についてもうちの方に届け出してもらったところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 やはり、水道も給食も公平性があるので、きっちり処理をしていただきたいと思います。

それでは次に、4番目の税金収納率の向上対策について伺いたいと思います。これも税務課の今年度重点施策の中で、県または湖東4町で共同化による徴収事務を進めるということが書かれておりました。そういうような中で、10月が中間時期になるかと思うんですけども、中間時期でもあり、その内容について質問をさせていただきたいと思います。

①に自主財源の安定確保のために日々、税務課の皆さんも努力されていると思うんですけども、約5カ月間の活動状況とその成果を聞きたいんですけども、成果を教えていただきたいと思います。基本的にはこれも先ほど言いました目標と進捗数字がどうなっているのかわかれば教えてください。

例えば、何件を目標にし、こんだけがやっぱり完了しているとか、そういう活動状況、その辺について徴収事務も含めてどういう形になっているか教えていただきたいと思います。

それと、先ほどもやっぱり給食費の未納が増大し、本当に真面目に納付されている人がばかを見るような町ではだめだと思うので、真剣にやっぱり滞納の回収というのを進めるためにも、もうそろそろ滞納の通告も厳しい状態でやっぱり出さんとあかんのと違うかなと思います。まずいとかいろいろ言われるけど、まずいと滞納とは別ものなので、そういうことを思うとやっぱり真剣に回収の方を町ぐるみで、また町も含めて学校ぐるみで滞納整理をやっていただきたいと思っております。

まず最初、4町の共同化による徴収を進めておられるところの成果についてお伺いします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 大変申しわけございませんけれども、公金横領の影響がございまして、平成28年4月からは甲良町を対象にした共同化徴収事務については中断状態になっているのが現状でございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 できておらないということで、今後、いつごろ再開をされるのでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 これにつきましては、何回となく議員各位からご指摘をいただいている、刑事告訴なり、全容解明の見通しといったようなところがポイントになりまして、そこがはっきりしていく中で県の方と当然リアルタイムに協議をしていきながら進めていこうと思っております。

ただ、28年度につきましては、新規の分でございますので、29年度になって28年度は、あってはなりませんけど、28年度が未納になりますと滞納になりますので、その分については公金横領と直接的には当然関係ないわけでございますので、その分についての滞納整理を行うべく準備というのは28年度から行うべく、県と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 そうすると、②の公金横領の着服で、他町の影響はという質問をしようと思ったんですけれども、これは多分、一緒にそういう活動をやっておられると、やっぱり影響も出てくると思うんですけれども、この点については他町に対して、甲良はこういう状態でほかの町には影響が出ていないんですかと耳に入ってきておりませんか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 ご質問について、湖東分室の方にお尋ねをさせていただきました。そうしますと、直接的に本町の公金横領にかかわって、各町の滞納整理に影響は受けていませんよとお答えをいただいているところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 基本的には他の町に迷惑をかけないように、やっぱり甲良としても毅然としていろんな形のもので職員上げて倫理を尽くすというところが重要だろうと思います。

③もちょっと伺うところになってこようかと思います。やっぱり徴収のための人づくりということ強化することにより、技術面、意識面でレベルアップをするということ今年度、施策の中に書かれておったわけなんです。これは今やれていないということは、技術面、意識面のレベルアップというのは具体的にどういう思いで書かれたのか、中身はどのような状態なのかお答え願いたいと思います。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 現在、湖東分室の方に出向している職員が、公金横領の解明も含めて、こっちの役場の方に戻っているということでございますけれども、湖東分室と全く断ち切った状態ということではなくて、湖東分室の方に例えば情報交換なりやっておりますので、その中でいろいろと徴収技術面に関しての情報交換というのはやっています。ただ、もう一つ申し上げるのは、昨年の8月から1月までの間、職員が分室の方に出向して、その間に彼が得た技術的な、あるいは意識的な徴収に対する能力というのは間違いなく向上していると。したがって、湖東分室への出向といったようなものも今後引き続き、先ほど申し上げましたように公金横領の調査、解明といったようなものが第一義ではありますが、その後引き続き、やはり町としては湖東分室の方に町の方から職員を派遣することによって、いろんな資産調査であったり、折衝能力であったりとか、そういったようなものというのが滋賀県からの助言あるいは湖東分室に出向されている他の町の方との情報交換の中で仕事を通じて高まっていくといったようなところは強く認識しているところでございますので、そのようなことで湖東分室と協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 税務課職員にかかわらず、役場の職員全体が技術面、徴収に対してどういう技術が必要なのか、どういう意識でもって徴収に当たるのかという、やっぱりそういうところをレベルアップしてもらって、言われたら終わりやとならないように、やっぱり相手が納得し、こちらも納得し、町民も納

得しというところで守れるような税のあり方というところについて一生懸命に考えていただきたいと思います。

続きまして、5番目の進学アドバイザーの招聘事業ということについてお伺いしたいと思います。

学校教育課では、これも重点施策に乗っておったんですけど、進学、進路アドバイザー招聘事業につき、戦略事業として位置づけをされております。その内容についてお伺いしたいと思うんですけども、そういう中で①で、進学、進路アドバイザーの招聘により、何をどのように向上をさせるのか。甲良中として弱い部分は何があるのか、またそれらは数値で測定が可能なのか、また科目とか進学合格率、逆に言うたら退学するということもありますし、その他の分析の方法があります。そういうようなところで、招聘事業としてはどういうふうな目的を持って、どのように活用されるのかお聞きしたいと思います。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 進学アドバイザー事業につきましては、まず生徒の学力の向上に向けて、アドバイザーより事業改善や学校づくりに関しまして指導、助言をいただいて、甲良中学校の教員の指導力の向上をまずめざしております。

続きまして、甲良中学校の弱みとしましては、アドバイザーの方に学校の様子や授業を参観していただきました。まず初めに指摘されましたのが、話し方や聞き方を指摘されました。自分の思いと同じところ、自分の意見と違うところを考えながら、他人の意見を聞くこと、また、ほかの人との違いを考えて自分の意見を話すなどが指導されております。ほかにも課題に向けて粘り強く取り組むことや、自分の意見を文書にあらわすこと、家庭学習の定着など、今後一層充実させていく必要があると考えております。

数字での測定はなかなか難しいんですが、全国学力・学習状況調査の中に生徒の意識調査というのがございます。その意識調査を分析する中で、今申しました話すことや聞くこと、家庭学習の状況など、どのような意識を持っているのかというのを数字にあらわすことは可能かなと考えております。

以上です。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 とりわけ数字で進学率を上げるというようなことよりも、やはり基本的にはそういう人間性とかいろんな形のものを含めてされていると思うんですけども、それはそれなりにいろんな先生をふまえて、当然、生徒さんも含めて、教師も含めて、お互いに勉強しながら甲良中のいい方向に、学力向上の方に結びつけていただきたいなと思っております。

それと、次に2番目に、10月以降、中学3年生を対象に、大学生による放課後の学習支援を受けて、3年生の将来のイメージ化をさせるということが記述をされてたわけですが、どのように指導を受けて、また招聘をする大学生の在学名はどこなのかということで、その学校に決めた理由もあると思うんです。そういうような学校に決めた理由も含めてお伺いしたいと思います。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 10月より3年生を対象に放課後に学習会を進めてまいります。そこで、大学生ですが、県内、京都等の大学に声をかけさせていただきました。滋賀大学、県立大学、立命館大学など8つの大学に応募の声をかけさせていただいております。現時点では、龍谷大学、佛教大学の2つの大学から2名ずつ、計4人の方が来ていただく予定になっております。さらに、その友達に声をかけていただいて、増員をしていけたらなと考えているところでございます。

放課後、3年生は部活がなくなりますので、その時間を利用して、10月から1月まで、計36日間を今のところ予定をしております。生徒の人数に合わせて、そして、学生が教えるということで、学力の向上等も図っていくというのが狙いでございます。

以上です。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 今年からの事業ですか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 本年度より行う事業でございます。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 効果が出れば、どんどんと進めていって、来年、再来年というところも含めて、目玉の施策にさせていただきたいと思っております。

続きまして、6番目の小中学校の英語指導について伺います。

これについては、町長も肝いりの事業であったと僕は記憶しているんですけども、アルト先生が指導員としてされていると思うんですけども、当初2名にするという形で、今はまだ1名だけでやっはると思うんですけども、できるだけ早くその増員も含めて、2名が必要であれば2名にすると考えていただきたいと思うんですけども、そういった意味で外国語の指導員のこういう配置によりまして、本校は他校とどのような差が、変わったというもので、教育側として認識されているのかお伺いしたいと思います。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 小学校に外国人の指導員、アルトさんを町費で配置する

ことによりまして、低学年から日常的にネイティブな英語に触れることができ、国際感覚を磨くとともに、進んで英語にかかわろうという姿が見られています。ほかの学校と比べますと、ほかの学校は中学校のALTさんが5年生、6年生の外国語活動だけに赴いて指導するというところでございますので、その点、甲良町におきましては1年生から6年生までずっとかかわりを持っていただくということで、かかわる時間がすごく充実しているということは大変な魅力だと考えております。

また、小学校6年生の外国語の授業につきましては、中学校のALTさんと外国語指導員、アルト先生が2人で授業の方を考えながらさせていただいております。それによりまして、小学校から中学校への段階がなだらかな段階で行けるということで、中1の子どもたちにとって英語が苦手な、取っつきにくいものではないというところのよさがあるかと思っております。また、このことにつきまして、英検を受験する中学生が増えてきたというようなことを中学校の方からも聞いておりますし、大変うれしく思っているところでございます。

また、ALTさんを利用して、社会教育課の方にはなるんですが、夏休みから小学校の英語教室も開催させていただきました。9月、10月にも継続して行っていくということで、ますます英語学習を充実させていきたいなと考えております。

以上です。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 コミュニケーションのできる先生が身近にいるということは本当に心強いと思うんです。そういった意味で、英語の取っつきやすさというのはやっぱりコミュニケーションで成り立ってくると思うので、そういうようなところについてもできるだけやっぱり英語ということをもふまえてそういう教育に町長も含めて全力を尽くしてほしいなと思います。

そういった意味で、今後もやっぱり不足している内容というのは、そういう課程ではありませんか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 先ほど議員がおっしゃられましたように、やっぱりコミュニケーション能力というのは、これからますます必要になってくるかと思っております。そこら辺に力を入れていきたいと考えているところです。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 どうぞ町長、今ほどのお答え、子どもたちのためにも頑張っていたきたいなと思います。

続いて、7番目の消防防災施設整備についてお伺いたします。

甲良町の消防防災施設等の整備事業補助金等の交付要綱について、今年の4月1日から施行されております。町の財政が本当に厳しい中、圧縮補助をされる中でも、中身を見せていただきますと、3分の1を町で持つという記載が見受けられました。このような中では、まず一番危惧をしているのは、ホースなんかも地元が3分の2出して、町が3分の1を出すということで、あれは消耗品と僕は思っております。法令からいうと耐圧試験をやりなさいとかいろんな形があると思うんですけど、このような劣化のものはある程度、補助金を半額なり、6割なり出してあげないと、多分、集落では買えないと思うんです。ほかの消防器具はあるんですけど、早々傷むもんでもないと思うので、ホース自体は劣化をしやすいので、この補助を豊郷の場合であれば、年額8万とか書いておったんですけど、限定をしながらちょっと補助金を出してあげないと、いざ火事が起こりましたというところで、本当にホースが漏れて使うものが1本もなかったという、全部揃える必要はない、集落では何本かやっぱり新しいのが僕は要ると思うので、買いやすいようにしてあげてほしいなと思います。僕は、あくまでも3分の1はちょっとホースについては低いなど。ほかはいろんな都合がある場合もあるので、そういう劣化のしやすいものについてはちょっと低過ぎるん違うかなと思います、補助としては。そういった意味で見解をお伺いしたいと思います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 消防ホースについては、一応、この補助事業は今年からですがけれども、昨年までに各字全域で今年度から補助事業に移行していくので、今あるホースを全部点検してくださいという形で点検をしていただいて、100%はいついらないかもしれないですけども、補助事業に変わるまでに一応点検をして交換しますということでやらせていただいたのが実態です。

ホースについては、一応耐用年数が10年程度となっておりますので、しばらくはいけるかなという思いをもちしております。おっしゃるように、各市町の補助状況も確認しましたところ、やっぱり定額で8万円とか10万円とか毎年出しているところもあるんですけど、町の方では3分の1補助でいったん区切りをつけてやっていこうかと。ホースについてはそれもなかなか点検が各自警団でもできていなくて、そのことも含めてきちっとやってもらっていく中でやっていきたいと思いますということで3分の1にさせていただいたんですけど、ご指摘のとおり、確かに消耗品については在所では難しい部分があるかもしれないので、それについてはまた自警団などの意見を聞きながら、補助率も含めて、あるいは定額がええのかも含めて見直しはできると思いますので、今年のところはこれでやらせていただいてということで、また意見を聞きながら考えていきたいと思っております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど言われましたように、点検も本来はホースの法定点検というのはちゃんと耐圧試験で、消防点検というのがあると思うんです。そういうようなところに対してもやっぱりしっかりせんとあかんのやけれども、なかなか集落で、消防団がおって、小さいというところがあるかと思いますが、それは自己責任というところもやっぱりあるかと思えます。そういった意味でやっぱり補助が、町長が言われておりますように、防災に強いまちづくりをしたいと言われてることもあるんですけども、そのために防災センターも考えておられる、そういうところからすると、やっぱりちっちゃなところに目が向くような防災の考え方というような補助金の交付要綱というのを出していただきたいなと思えますので、あわせてお願いし、私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○木村議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、8番 西川議員の一般質問を許します。

8番 西川議員。

○西川議員 議長の許可を得ましたので、質問に入らせていただきます。

先日2日の全協でも少しお話がありましたが、午後、それで記者会見された2人の処分が発表された件ですが、私はある会議の後、会食中に私の隣にいた全然知らないグループの人が、「おいおい、また甲良町がテレビに出とるぞ」と、「また、悪やつとるぞ」と、「一体、甲良町ってどないな町なんやろな」と、「町長がだめやから、職員までも平気で金を盗んだり、横領しよるんやろな」と、「あんな町はなくさなあかんわ」と。私は顔から火が出る思いで聞いていました。恥ずかしさでいっぱいでした。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

7月12日に小島氏のテレビ報道を見て、私は唾然としました。全く反省の言葉はなく、行政をばかにしたような発言もあったかと思えますが、それに裁判にでもなれば不利になるのではと思うような発言もあったと思うが、その辺、行政としてどのように捉えられておりますか、お聞きします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 テレビは7月12日にあったわけですけども、西川議員と同じような、はらわたが煮えくり返るといふか、到底信じられない発言であって、こんな人間やったのかなと改めて怒りというかいうのを感じておりますし、これはもともと横領された金額の弁済と告訴、法的な処罰についてはきちっとやるということは最初から思っていることでしたが、改めてあれを聞いたときには、絶対にきちっとやるということを新たにしたところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 真剣に受けとめていただきたいと思いますが、最初に話したことも含めまして、私は午前中も言いましたけど、甲良町行政全体が甘いと感じます。事が起きて、当人以外は他人事のように思っておられ、私には関係ないと、触らぬ神に祟りなしと、連帯責任を負うつもりは微塵も感じられないというように思います。処分についても身内に甘いとは思います。減給処分の場合に、退職金に影響するからか、できるだけ穏便にとの思いが走っているように思われます。情報開示においても、個人情報保護法を盾に隠すことに努力するが、これはおかしいと思います。やはり、この間の2人の件に関しましても、もっと公表すべきではないのでしょうか。行政職にある人はまず公人であることを自覚していただきたいと思います。そういう思いになっていただくことが大事な責任でもあると思います。先日の件も含めて、議会や町民に対してはもっと詳細を発表すべきではないでしょうか。行政は隠したい、恥だという思いが走るからだろうが、逃げずに対処されたいが、どう思われますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 表に出さない、隠すというようなことは一切思っておりませんが、何もかも全て出すということが果たしていいのかということもございます。公表できる部分は全て公表していくということで、一応そういう規則もつくっておりますので、その中での対応ということでご理解をお願いしたいと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 議会に対して、記者会見では素直にもっと細かく説明しているのに、議会に対してはほとんど、こんな件があったと、昼から記者会見するからというような話だけで終わってしまっているわけですね。やっぱりその辺は、議会をもっと神聖なもんだと思いますので、報道だけに任せずに我々にも知らせてほしいと思います。

それと、町長に問いたいんですが、小島のテレビを見て感じることは、条例の見直し、職務規定の見直しをして、責任の取り方まで含めた検討をしてほしいとは思います。そして、綱紀粛正を浸透させる必要が私はあると思います。公人は悪いことをすれば、くびを覚悟で町民のために働くことが毎日の義務であることを、町長を含め職員全員に徹底させることをお願いしたいが、やる気があるか、町長の答弁を求めたいと思います。

○木村議長 町長。

○北川町長 小島のテレビの会見を聞いていますと、今、総務課長が言いましたように、自分が犯した犯罪に対して何の反省もしていない。むしろ行政が

悪いというような一方的な言い方で、行政が悪い、自分も行政マンであったんだから、そういう言い方はないやろなというような思いを私もしております。西川議員と同じように、はらわたが煮えくり返るような思いで聞いておったというようなことでもございます。

いずれにしましても、甲良町役場職員の姿勢というか取り組みに対しての真剣さというものが今までから欠如しているのと違うかなと。だから、そういうことがずっと過去から、そういう体質があって、それがいろんな面で大きなミスにつながったり、細かいミスも含めて、ミスが平気で見過ごされてきたというような思いをしております。

したがいまして、今後はひとつずつ、そういうミスが出ない完璧な行政マンというような形で、しっかりと気持ちを入れかえて、そして精査をし、検証をし、信頼されるような役場職員になるように、綱紀も含めてきちっとそこら辺は検証しながら、今後やっていきたいと思えます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今、町長の言われたことを信用して待ちたいと思えます。

次に、隠し持っていた領収書192件はどのような経緯で入手されたのかということをお聞きします。事件発覚当初にはなかったはずであります。その辺をちょっと教えてください。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 1月中旬にデータ改ざんがあった形跡があったので、小島自身に聞き取りを実施させていただいています。何度かの聞き取りを強く実施させてもらって、1月19日に小島が聞き取りにおいて、机の中に領収書を控えに置いておるということを自供しましたので、その時点で確認をしたところ、机の中から192枚の領収書の控えが確認されたというところがございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 1月19日ということなんですが、それまで机の中を調べなかったのかどうか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 小島につきましては、自席での職務、それ以後についてはよくないというところで、別室の方でしておりました。そして、その職員のパソコンおよび机については嚴重にテープとかを張って、それ以上使えないように実施をしておった中で、自供があったので、その時点で開けて確認をしていったというところがございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 テープを張って、その後ということのようですが、本来、素早く

やる必要性があったんやと私は思います。その辺が1つの問題解決につながっていくことがあるかなと思うんですが。

次、3番目に192件の総額を詳しく公表せよと、全協前日までにということで求めておったんですが、それはどうなっていますか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 大変申しわけございませんけれども、192件の総額につきましては、刑事告訴額とかかわるものでございますので、現在では公表することを差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 なぜできないのか、私にはちょっとわからないんですよね。発表すれば、200万だったのか、少額なのか、都合が悪いのか、行政は知っていて議会が知らないのが、私は何の解決にもつながらないと思っております。隠していることによって、警察が全額取り返してくれるのかとか、警察が払ってくれるのか、無理だというならどこまで期間をかけてもだめではないのでしょうかということが言いたい。それを発表すれば、何を損するのか、その辺をお尋ねします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 刑事告訴については、かなり慎重に取り扱っておりますので、先ほどの答弁のとおり、告訴額に影響することになりますので、公表の方は今、差し控えたいということで、ご理解賜りたいと思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 その件に関して、刑事告訴に都合が悪い、都合が悪いと言っておられること自身が、もうそんな時期じゃないのじゃないんですか。やはり、手続ができていんなら、もう堂々と言えいいんでしょうけど、今、見ても業務されている中で、そんなことを一生懸命やっておられるようにも見受けられませんし、その辺が私には理解できないと。なぜ遅れているのか教えてください。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 刑事告訴の関係で、192件については一応、警察の方と告訴協議をしていく中で、情報を共有しているといったようなことで、刑事告訴の取り組みとかかわっているといったようなところで、公表するのが今の時点でできないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 いまだにそれでも私は理解できません。

次の4番の被害額3,000万円はいつ誰が決められたんですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 これにつきましては、結果的に7月11日に約3,370万、うち公金横領分が約3,000万ということで、被害額を認定させていただきました。これにつきましては、平成28年7月7日付で管財人に破産債権届出書を提出したわけでございます。この届出書につきましては、町長決裁を受け、甲良町が元職員に対する損害賠償債権として決定したものでございます。よろしく申し上げます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 それは、町が決めたのですか。そこを聞いているんです。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 一応、認定した被害額については、全協のときにもご説明をさせていただいたとおり、最終的に管財人に破産債権届出額として損害賠償債権として届け出た額といったようなことでございますので、これは元職員を厳しく問いただす中で積み上げてきたものについて、損害賠償債権として町が決定をして損害賠償債権として管財人に提出したということでございますので、町の方で一定認定をしたということでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 当初、私が聞いた3,000万の話に関して、親が持ってきたと言っておられましたが、勝手に持ってきたような話だったと思うんですが、その間に相手の弁護士と町の弁護士、それから警察が介在した云々の、何日付だったかの資料に書いてあったんですけど、その時点で3,000万と決まっていたんじゃないんですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 まず、総務民生常任委員会が8月4日に開催されまして、そのときにお話をさせていただいた内容、一部と言いますか、内容的には7月11日の被害額認定をしたときの全協のときにもご説明をさせていただいたかと思うんですが、まず、2月に入りまして、元職員の代理人弁護士から元職員が破産宣告をする予定があるので、債権の照会が甲良町の方にございました。その債権の照会がございましたので、当時、税務課が顧問弁護士の方に照会をしたところ、甲良町の顧問弁護士からは、そういう破産開始の手続を開始されるのであれば、債権として届け出ておかないと、回収するのが困難であるといったような答えがございました。

そういった中で、1月18日から本格的に元職員を厳しく問いただす中で、最初は200万とか300万とか言っていたのが、それがだんだん、先ほど税務課参事が申しあげましたように、机の中から領収書が出てくるなりとか、

嘘がだんだん広がってきました。そこで、厳しく問いただす中でデータの中身をチェックしながら積み上げた金額が1月18日から2月の中旬ぐらいまでに積み上げていたわけでございます。その額を債権回収の回答として上げました、届け出をいたしました。当然ながら、その届け出は積み上げた額以外に、これから調査によってもっと増えますよといったようなことも含めまして、元職員の代理人弁護士のところへ届け出たところでございます。

その次の手続として、3月29日に元職員の破産宣告の開始手続が決定されました。したがって、管財人からは破産手続開始をするということは、元職員の弁護士から、甲良町には甲良町からこういう債権が来ていますといったようなことが管財人の方にも行っているわけでございますので、管財人の方から各債権を届け出た団体に、債権届出書を提出してください、何日までに、それから、債権者集会は何日にありますよといったような通知が参りました。そこで、最終的に、先ほど申し上げましたように、7月7日に債権届出書を提出したということでございます。

したがって、一番最初に出した、回答した、甲良町が元職員に対しての債権額というのは、元職員の弁護士は知っておられるわけでございます。したがって、町から元職員の方に連絡をしてどうのこうのということではなくて、そういう中で元職員の代理人弁護士はそれを知る由があったという状況はあったというように思います。

以上でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 大体、事情はわかってきましたけど、その間に警察が介在していますよね。あの文書を見ていると。警察はどの時点で介在したんですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 警察は、そこには介在はしておりません。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 私の書類の見間違いかどうかわかりませんが、介在していたようなことが書いてあったように記憶しています。

それと、3,000万の金額が出ているんですけど、私はなかなか訴えられないということに対して、小島に対して弱みを握られているのか、それとも、適当に答えているのかとか、その3,000万以外のことですね。それと、何か警察に遠慮する理由が何かあるんですかと。私は一番心配しているのは、前も言いましたが、もっと複数の人が絡んでいるんじゃないかと。そういうことによって、なかなか明確な答弁ができないのではないかなという疑問を持っているんですが、その辺のところは再度確認したいと思います。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 西川議員が申された疑問というのは、私自身は全然持っておりません。元職員と言った方がいいのか、小島にへつらうとか、弱みを握られているとか、そういったようなことというのは、私が知る範囲、そんなことはないとお答えをしておきたいと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 なかなか明確なあれが出てこないんですけど、被害者意識が強過ぎるんじゃないかなという気がするんですけど、次の3番で。

不納欠損で私が推計と、自分なりに出した数字なんですけど、一番甘い見積もりで出したような気がしておりますけど、25年、26年で3,430万という数字プラス27年度分と。不納欠損の27年度分は、けさいただきましたけど、これで見てもみますと、皆、時効処理と、項目も何もなくしてぽんと、時間がなかったからなのか、時効による欠損という形で皆まとめられていますけど、これは間違いなのか、時間がなかったからこうしたのかというところはあるんですけど、もうこの3,430万プラス27年度分、私は6,300万ぐらいあるん違うかと、自分なりの推計をしているんですけど、収入未済とのやりくりを調整しているから数字は出せないとは思いますが、27年度分で小島は幾ら横領しているのか、そこら辺のところだけ、27年度分だけ教えていただけませんか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 27年度分については、時効成立をしたものだけを不納欠損しておりますので、その時効の分に小島が横領した分は入っていないという認識をしているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 収入未済と不納欠損を集計していくと、26年度と1,000万ぐらいの差でしかないわけですよ。やはり、その収入未済の中でやりくりしているんだろうと私は思っていますが、リンクしているような話になってくるから、一般会計だけでみたら1,000万増えているのかな、減っているんじゃない、増えていると思うんです。たしか、26年度と比較しても。好転しているとは思えないと。まだ解明できていないとは思いますが、答弁を求めたいと思います。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 ご質問の不納欠損額の推計等でございますけれども、25年度の不納欠損額が774万円、26年度が2,032万円、そして、27年度、最終が631万ということになっております。この中で27年度分につきましては、時効ということで、これは強制的にもう5年たっているので時効で成立していると。そして、この分につきましては、小島の着服につい

ては存在しないというように考えております。

ただ、26年、25年については今、調査しているところでございますので、ご回答の方は今できないという状況でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 最後の言葉でありましたが、今、調査していると、本当に調査されているんですかね。その辺がちょっと私には疑問に思えてならないんですが、あくまで不納欠損だけじゃなくして、収入未済との中で、リンクした中でやりくりしていたと私は思うんです。その辺のところを聞いているんですけど、教えてください。25年、26年の分は今、調査されているというんですけど、いつまでそれがかかるのかと。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 この調査につきましてですけれども、今、システムの内容につきましては、ネオというシステムで管理をしております。その中身を見ていると、いろんなところでちょっと不適切な部分が見受けられるという部分で、これは業者等も含めて、その内容について説明をしているという中で、その中身を決定していきたいと、このように考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 その金額は増えているんでしょうか、もっと。その辺がいつまでもいつまでもかかって、2年も3年もかかって皆さん退職していくけど、終わってしまうような話になるのか、あと1カ月なのか、2カ月なのか、その辺を教えてください。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 議員おっしゃるように、いつそれが確定するんやというところが、皆さん疑問に思っているところであると思います。ただ、なかなかその中身について複雑に改ざんされている部分もある。そして、最終的にはやっぱり本人さん、未納になっている本人さんの確認も必要になってくるというところで、時間的には今のところいつできるというところが、今お示しをできる状況ではない。ただ、それが何年もかかるということではいけないので、それに向けての努力をしている中で、できれば早めにそのあたりのめどをつけて公表させていただきたいと、このように考えているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 いつまでも、いつまでもそんなことを答弁していても解決にならないと思うんですよね。第三者委員会なりを立ち上げてやっていただくか、警察にしっかりと介入していただけてやっていただくということが私は一番大事なことだと思います。それがだめなら検察に言ったらいいと思うんですけ

どね。その辺がなぜできないのかなと私は一番心配しているところです。

ついでに聞いていきます。午前中に聞きましたが、還付未済額の処理はどうしているかというところで聞きましたところ、取りに来た人には現金と振り込みの人と2通りあるという話なんです、小島君が会計室より預かって、当人宅に届けてやると言って持ち出したようなことを聞いているんですが、それは本当のことなんでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 小島自身、その窓口業務の中で収納すると、そして、領収書に税務課の領収印を押して、本人に渡すという行為もあるし、その時点で渡さずに、あとで郵送なりで渡すというケースもあったのではないかいうところでは。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 還付金が未済額もそのようになったという事実があるということですね。還付金のことを聞いているんですよ。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 それが刑事告訴の内容でございますので、そこはちょっと明確に答弁することはできません。ご理解いただきたいと思えます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 こういうことを聞いておりますので、還付金が小島の方に着服されているということが、言えないということは事実だと理解したいと思えます。

それでは、5番目にいきます。不納欠損処理に当たって、甲良町の場合は私は対応が甘いと思うんですが、他町の場合でしたら、何回も会議をして、課内の会議、庁舎内の会議でもって審査をして、それで不納欠損処理をしているとなっているわけですけど、甲良町はそれに対してあまりにもずさんであると、よその税務課の担当者をした経験のある方がおっしゃっていました。甲良町はずさんやということをはっきりおっしゃっていましたけど、それに対して何か感想はありますか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 不納欠損の処理でございますけれども、収納業務においてこれは実施するものでございます。税務課職員については、徴税吏員として預金の調査、そして差し押さえ、そして、強制徴収の執行停止という権限を与えています。それを適正に業務を処理するよう、当然、法令順守するよう指示をしています。その中で不納欠損調書を収納業務が作成します。そして、それを各課税担当経由において決裁をして、そして処理をしていくということでございますが、今後、小さい町ではございますが、複数体制で管理する

必要があるのではないかと、このように思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 不納欠損処理の中に、財務規則の中に41条、42条、私は読ませていただきましたが、あまりにも簡単に書かれてあったと思うんですが、この辺は見直しが必要であると思いますが、お答えください。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 今申しましたように、複数体制でのチェック体制、そして、規則の中でのより厳しい対応というのは今回のこの件を含めまして必要であろうと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 不納欠損に対してもう一つ聞かせていただきます。不納欠損処理をして確定した後に、何らかの事情で町に対して、申しわけなかったということで納付された場合、どのように扱われるのか。何件かあったように聞いておりますが、答弁をいただきたいと思っております。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 通常、不納欠損をした後に納付という行為がされたとしても、納付は通常できないということになりますので、そういうケースは私はちょっと記憶にはないところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 なされた場合はどう処理されますか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 今申し上げましたように、不納欠損処理をされたということでございますので、それをお受け取りするということはできないということでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 取ってくれと言って持ってこられた場合の話ですね。その辺はどういう処理をされるかということを知っているんです。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 ですから、お受け取りすることはできないということですから、それは持って帰っていただくという処理になるということになります。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 そのようなことになっていないようなことも聞くんですけど、財務規則にないものは処理できないというところであるんでしょうけど、悪いことの方に考える人もおるかもわかりませんので、そこは明確にしていきたいと思っております。

それと、次の自己破産した小島君に対して、間違いなく取り立てができる

のかというところでございますが、どうすれば取り立てできるのか。どうするのかということをお聞かせください。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 西川議員のご質問の中のポイントというのが、間違いなく取り立てができるのかということの1点だと思います。取り立てまでの請求に関しましては、現時点では判明している債権につきまして、破産手続において今現在、届け出をしているところでございます。管財人の債権調査を経て、認められました債権については、破産手続の中で他の債権者とともに平等に元職員が持っている全財産から分配がされるといったようなことになろうかと思えます。

そして、その配当を受けることができなかつた部分、あるいは債権届け出ができなかつた部分の請求につきましては、まずは、破産手続の中で免責が許可されるかどうかというのが問題となりまして、万が一、免責が許可されたと、あり得ないことだと思いますけれども、不法行為によるものでございますので、公金横領分についてはあり得ないことでありますけれども、ただ、調査解明費についても町としては被害額として請求はいたしますけれども、その部分について免責が万が一許可された場合にあっては、顧問弁護士からは非免責債権であれば、請求すること自体、差し控える理由もないと。すなわち、破産法上、請求を禁じる規定もないことですので、請求はすることになると。ただ、請求自体はできるんでありますけれども、今度、請求した債権が非免責債権であるかどうかというのが、あるいは請求することができるかどうかというのは、別の裁判を起こさなければならないということになります。したがって、今、行っています破産手続の裁判ではなくて、別の裁判所で請求のために訴えを提起した裁判になると。したがって、請求はできるんですけれども、間違いなく取り立てができるか、また請求ができたとしても、元職員の資産状況などによって、どこまで回収できるかどうかにつきましては、明確な回答ができないというのが現状ではございますけれども、町としては取り立てに向け、顧問弁護士と相談をしながら進めてまいりたいというところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 支払い能力がなかったら、取り立てることもできないわけですけど、小島君、今現在、アルバイトをしているというようなことも聞いていますけれども、どこでどうしているのか私は存じませんが、その辺がいろんな手続上の問題があって、最終的には逃げ切れるのかなというような感じもせんでもないんですけど、町としては厳しい姿勢で臨んでいただきたいと思

います。

次に、最終被害額がもう判明していきやいかんと思うんですが、先ほどの税務課参事の話だと、まだまだ時間がかかるというようなことなんですが、このままほっとくことはできない、いつまでこれをほっとくのかということで、みんな町民も私らも心配しているわけです。3,000万で事を済ませようとしているんじゃないかなと思っておられる方も大分おられます。その辺のところを、そうじゃない、必ずやりますという答弁を求めたいんですか、ほとぼりが冷めるのを待っているような答弁では困りますので、よろしくをお願いします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 決してほとぼりが冷めるというようなことは思っておりませんので、最大限、真の被害額が判明するような取り組みを引き続き行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 真被害額が言えんにしても、3,000万なのか4,000万なのか5,000万なのか、その辺のめどが何かわかりませんか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 3,000万なのか4,000万なのかと、いきなり1,000万、ぼんと飛んでしまうわけでございますけれども、現在、町民からの問い合わせ等がございまして、その額が幾らとといったようなところというのが、まだちょっと調査中ということですので、議員がおっしゃる、3,000万が、4,000万なのか、5,000万なのかと、1,000万単位で飛びますけれども、そういうようなことにはならないんじゃないかというようなことは思いますけれども、細かい数字での調査になるのかなとは考えておりますけれども、上田参事が申しあげましたように、データ改ざん等がございますし、不納欠損の関係についても調査をしていかなければなりませんので、大枠、4,000万なのか、5,000万なのかといったような額の提示というようなことは、今、本当にお答えするような状況にないといったようなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今のお答えですと、4,000万までやというようですけど、これが早く解決しないと、いろんな問題がいかないと思えます。

次の7番に入っていきます。刑事告訴、手続をされているんだと思うんですが、する気は間違いなくあるのか、その時期をいつごろにするのかというところなんですが、皆さんの腹づもりだと時期が示せないというようなことになっているかと思うんですけど、警察の担当者との話とあわせたような形

で答弁を求めていきたいと思うんですが、本当に告訴はするんですね。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 告訴に向けて取り組んでおります。告訴を取りやめるとかいったようなことは、現時点で考えておりません。あくまでも告訴に向けて取り組んでいるといったようなことをご理解いただきたいと思います。

それと、2点目の警察の関係もあわせておっしゃられましたので、警察の担当者とは顧問弁護士とともに刑事告訴に向けた打ち合わせ、あるいはうちの担当職員が警察の方に参りまして、いろいろと情報でありますとか、資料収集など適時、連絡を取り合っているというような状況でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 警察にいいようにあしらわれているんじゃないのかなど。警察もなかなか忙しいからとか、いろんなことを思っておられるのかも、ちょっと私はそこら辺のところが理解できないんですが、警察の方と話をしていても、これはおかしいなどはっきり言っておられますので、何で取り上げてくれないんだということを私は聞いているんですが、なかなか担当じゃないということで、最後は逃げられますけど、やはり、告訴に向けて警察に預けなんたら、いつまでも経費がかかるばかりですよ。その辺が小島君にとってもだんだん負担になっていくわけです。その辺のところも考えた中でやっていかないと、もうええかげん警察に任せないかんと違うかなと思うんですが、どこかの踏ん切りをつけないかんと思うんですが、いかがなもんですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 西川議員がおっしゃるとおりでございます。私どもといたしましても、いち早く告訴状を警察に受理をしていただいて、起訴に向け取り組んでいただきたいと思います。顧問弁護士とも協議をしながら、立件可能な証拠をそろえた上で告訴が起訴につながるというところでの告訴ということに取り組んでおりますので、皆様方からすれば、何をしているんだというようなお叱りの声、本当に思うんですが、そこに時間がかかっているといったところをご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 どこかで踏ん切らなあかと思うんですよ。最終まで判明するかどうかというのは時間をかけてやっていてもしやあない。やはり、あとのまた別な裁判の方法も考えればいいでしょうから、どこかで早く踏ん切りをつけなんたらだめやと思います。その辺を伝えときたいと思います。

それと、告訴された後は町長は町民の税金を横領した事実は町にとって一

番の重大事件であるわけですから、管理監督責任である町長の責任は、午前中の発議で減俸は9月いっぱい終わりますが、減俸だけでは済まされるものではないと思います。やはり、町政を混乱させた事実がありますし、またまた別件でも発覚しているわけですから、私は引責辞任をされるのが政治家の本来の姿勢だと思いますが、答弁を求めたいと思います。

○木村議長 町長。

○北川町長 今の時点では、このことは考えていません。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ある程度、告訴した後で考えるという理解をしたいと思います。考えていない、そしたら、考えていただきたいと思います。

次に、最終被害額が弁償されない場合、家族が弁償するとかいろんな問題があるかも知れませんが、被害分に対して小島家全体ができないというような事態になった場合に、課長に求めるのか、最高責任者に求めるのかわかりませんが、そのような事態にならないようにやっていただきたいと思うんですけど、この処分は時間がかかっているということで、答弁を求めても同じような答えが返ってくるかと思うんですけど、弁償できないときは、上司なり、最高責任者の町長に求めることになるということを申し添えておきたいと思います。

それから、9番目。上田前税務課長の処分が甘過ぎると、だから、甲良町はだめな町だと言われるんだとあちこちから聞きます。再処分なり、告訴後にはまた処分するのか、答弁を求めたいと思います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 前税務課長の病気療養中のテニスの件と、十数年前の、お金をもらいながらテニスコーチをしていたという件で処分させていただきました。8月の総務民生常任委員会の際にも説明させていただきましたが、これについては一応、町の審査会の方で決定しておりますので、その処分を変えるということにはございませんし、今もそれについて再処分するということにはございません。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 告訴後にはまた改めて考えるということですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 ございませぬ。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 だとすると、相当甘いと思います。

次に、忠霊塔の方へ移らせていただきます。土地問題は片付いたのかということをお聞きしたいと思います。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 忠霊塔が建っている土地の国有地の所管省がまだ決まっておりません。現状では、農林水産省が対応すると県の農政課からは報告がありましたが、境界のくい打ちをするという連絡がありましたが、日程等は未定のままです。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 9月の末ぐらいにははっきりするというぐらいの話が前にあったかと思うんですけど、払い下げの問題で無償でいただけることを考えていただきたいなとは思っておりますので、それなりに私でも努力することはさせていただきますので、よろしく願いしておきたいと思っております。現状では真ん中の部分に農水省の土地があるということを知っております。

それから、樹木の伐採が一部されたと、今後の見通しはということなんですけど、これは予算書に入っているということなので理解したいと思っております。

それから、移設問題が前進しているかということをお聞きしたいと思うんですけど、私自身、遺族会会長さんと話をさせていただきまして、最終的には遺族会もようけメンバーがおられるんですけど、全員の意見を聞くということも今は難しいというようなことで、役員だけで最終決定をしたいなともおっしゃってございました。私もその方向がいいのかなと思うので、行政としてもよい方向に前進させてほしいと思っておりますので、よろしく願いしたいんですけど、いかがですか。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 遺族会の役員会からは、統合で意見が一致しているという報告を受けておりますので、場所につきましては、これから検討ということですので、なるべく遺族会さんの思いに合うように考えていきたいと思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 この場所に関しては、町長も盛んにおっしゃっています、図書館の東の土地というようなことで、皆さんの思いもあろうかと思っておりますけど、そこがいいんじゃないかなとは思っているので、ぜひよろしく願いしておきます。

それから、次の工業団地についてお聞きします。企業誘致の話に関しましては、進展しているのかどうかということをお聞きします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 6月以降の取り組みを報告させていただきます。まず、6月28日に、まち・ひと・しごと総合戦略推進会議において、企業誘致の推進事業についての説明を行いまして、住民合意に向け取り組みました。また、7月23日には池寺公民館にて工業団地への進入道路のための、ため池

の測量についての説明を行いました。また、8月27日には西明寺さんと測量についての話をさせていただきました。あと、中間デベロッパーと交わす覚書の素案を作成しまして、今、文言整理の段階に入っております。現在は、この中間デベロッパーを選定するための募集要項の作成を行っている段階であります。それと、進出していただいた企業に対して、町民さんを雇っていただくための補助金、支援策もあわせて検討をしている段階であります。

以上であります。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今、西明寺さんとの話をされましたが、全協のときだったと思うんですが、町長が西明寺の住職との話が前進するようなお話がありましたけど、その日の夕方だったと思いますが、西明寺の住職より私の方へ電話がかかってきました。測量の話はしたが、今後のことについてはそのような事実はないと憤慨されておりました。弁護士を横に置いて北坂課長と話をしたんだというようなことをおっしゃっていましたので、ちょっとその辺を再確認したいと思います。前進しているのかどうかということ。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 全協のときに町長が申されたとおりでございまして、前進することを期待するというところで締められておられます。うちの方でも今後、折衝は重ねていくというところは、西明寺さんにもお話しさせていただいたところで、西明寺さんも何もかもが反対ではないですよということは聞いております。当然、何もかもが賛成ということもないのかもしれませんが、今後も引き続き西明寺さんとはお話しさせてもらうということを確認させていただいたところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 あとの議員も質問されるかと思いますが、若干ニュアンスが違っております。その辺が憤慨されているということですから、何やということで私のところに電話がありましたので、全く違う要素のところがあるので、またいろんな折衝を持っていただきたいと思います。

最後に、この9月議会、決算議会ですので、今回提出されている決算書については、私は公金横領がきちっと解明されない限り、仮決算書みたいなものではないのかなとも思います。歳入の根源を成すところが解明されていないわけですから、決算委員会ではその辺をふまえて答弁していただくことをお願いしておきまして、終わります。

○木村議長 西川議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後3時10分 休憩)

(午後 3 時 2 5 分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、1 番 岡田議員の一般質問を許します。

1 番 岡田議員。

○岡田議員 1 番 岡田です。議長の許可が出たので、通告書にしたがい一般質問をさせていただきます。

最近、朝夕涼しくなってきた、いよいよ秋の季節が到来したと感じる今日このごろですが、秋と言えば運動会や文化祭、食欲の秋を思い浮かべますが、私にとって秋と言えば読書の秋を真っ先に思い浮かべます。秋の夜長に鈴虫の音を聞きながら、素敵な本に出合えたら、こんなにうれしいことはありません。

そこで、まず初めに図書館の利用状況と取り組みについてお聞きしたいと思います。1 つ目の質問は月平均の貸し出し人数と冊数について、町民の皆様がどのぐらい図書館を利用されているのか知りたいので、回答をよろしくお願いします。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 月平均の貸し出し人数と冊数なんですが、今年4月から7月までの実績でいいますと、貸し出し冊数は2万2,600冊で、月平均をいたしますと5,650冊になります。また、利用者数は5,544人で、月平均は1,386人となっております。ただし、この利用者数は貸し出しをした人のみの人数となっております。閲覧に来た方等については、人数には含まれておりません。

ここ近年、どこの図書館においても人口減少等の関係によって、図書館の利用者数が減っているということを聞いております。

以上です。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。5,650冊ということで、1人当たり1冊あるかないか、人口からいくとそのような統計となっておりますが、それでは2つ目について質問をさせていただきたいと思います。

図書館利用者数を増やす取り組みについてですけれども、どういう取り組みをされているか教えていただけたら幸いです。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 2つ目の質問でございますが、来館促進事業といたしまして、お話し会、映画会、展示会といった定例行事と、あと工作会、科学教室、音楽会、人形劇などといった特別行事を開催しております。また、来館が読書につながるように、それぞれの行事に関連する図書の展示も行って

おります。このほか、大人向けの図書館だよりや児童向けの読書案内で、新着図書等の案内も行っております。

以上です。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。沢山のさまざまなイベントをされておられるというのは、大変いいことだと思います。それによって子どもたちがもっと沢山本を読んでいただけるような環境づくりに励んでいただけたらと思いますが、総合戦略の中でブックスタート事業について書かれてあったんですが、それについては図書館事業の方について書かれていたので、その辺の効果とかブックスタートがどういうものかというのをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 ブックスタート事業は、生後4か月のお子さんに4カ月健診に皆さん来られますので、保健センターの方で図書館司書さんに本を1人ずつ読み聞かせて見てもらって、絵本の大切さというのを保護者さんに説明させてもらっています。今年度から2歳6か月のお子さんに対しても、2歳6か月の健診時に司書さんから読んでもらってお渡しするという事業になっております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。私もちょっとブックスタートについては興味がありましたので、調べてみましたところ、1992年にイギリスのバーミンガム市で始まって、現在では世界各国に広がっている活動だそうです。ブックスタートの目的というのは、絵本を通して赤ちゃんに触れ合う時間をつくります。そして、親子で心が温まる時間を一緒に過ごすことで、コミュニケーションを深めたり、親子の愛情が深まるように応援することが目的とされています。豆知識として、全国で今現在1741の市町村があるんですけども、2014年6月末現在で、そのうち881自治体、約50.6%が実施されているそうです。このブックスタートという事業については、NPOのブックスタートという団体がありまして、2001年に発足されたということですが、今、甲良町におけるブックスタートの事業についても、その選別する本についてはNPOのブックスタートから購入されておられるのですか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 申しわけございません。購入先は確認できておりませんので、また確認して報告させていただきたいと思います。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 ありがとうございます。このNPOブックスタートの団体ですけれども、かなり格安で購入できるそうなので、もし購入先がまだそこではないようでしたら、今現在、購入されておられる図書の価格と比較して、またよければ参考にさせていただけたらと思います。

それから、もう一つ。本に興味を持つということは、いろんな方法もありまして、私は最近、図書館に行きましたところ、ビブリオバトルという、小学校から大人まで開催できる本の紹介のコミュニケーションゲームですということ、「人を通して本を知る、本を通して人を知る」をキャッチコピーに日本全国に広がっているそうです。簡単な公式ルールですけれども、1番目に発表参加者が読んでおもしろいと思った本を持って集まるそうです。2番目に、順番に1人5分間で本を紹介する。そして3番目に、それぞれの発表の後に参加者全員で、その発表に関するディスカッションを2、3分で行う。そして最後に、全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかというのを基準にして、投票を参加者全員で行い、最多票を集めたものをチャンプ本とする、そういうビブリオバトルというのがあるそうです。

このビブリオバトルの最大のメリットについては、参加者で本の内容を共有できるということと、2つ目に、5分という時間で魅力ある本の紹介をしないといけないので、スピーチの訓練にもなるそうです。そして、3つ目にいい本が見つかるということと、4つ目には、お互いの理解が深まるということで、本の紹介をすることによって、この人はこういう考え方をしているんだなとか、いろいろわかることも多いと思いますので、小学校から大人までなので、小学生か中学生ぐらいで来年度の授業とか何かのタイミングで取れ入れてもらえたらいいかなと思います。いかがでしょうか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 ただいま議員がおっしゃられました方法も1つの方法だと思います。今、小学校、中学校では本を頑張って読もうということをしておりますので、またそういうような方法も取り入れるかちょっと検討していきたいと思いますので、ありがとうございます。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 ありがとうございます。次に、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

運動公園の利用状況や安全対策と今後の活用について聞きたいと思います。

1つ目といたしまして、週平均の利用状況を教えてください。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 これにつきましても、今年4月から7月までの運動公園の利用者数なんです。119団体となっております。週平均にすると、

およそ8団体が利用されております。この数字は申請書に基づくものでありまして、グラウンドゴルフで利用している地元の方は含まれておりません。ちなみに、グラウンドゴルフはほぼ毎日、皆さん、活用してくれていると聞いております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。施設においてはかなりの利用がされているように見受けられると思いますが、私は何回か甲良町の運動公園を見させてもらいに行きましたけれども、子どもが遊べる場が少ないということで、小さいお子さんがあんまり遊んでおられなかったもので、今回こういう質問をさせていただいたんですけれども、東近江市にあるひばり公園とか彦根市にある庄堺公園を引き合いに出すわけではないんですけれども、土日になると沢山の子どもたちが遊んでおられるように思います。甲良町の運動公園において、アピールが足りないのか、その辺はちょっとまだ理解できていないんですけれども、多分、遊具が少ないから小さいお子さんがなかなか遊べないのかなということと、ローラーの滑り台があるんですけれども、ちょっと上に上がるのに結構、草が生えていまして、そういった面で子どもたちが遊びたくてもちょっと滑れないような環境にもなっていると思いますので、また公園の管理の方もしていただけたらと思います。

それでは、2つ目の遊具などの安全対策についてお聞きしたいと思います。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 遊具の安全対策につきましては、毎年1度、業者に委託をして、遊具の劣化点検を行っております。そのほか、また修繕箇所が見られた場合には、修繕を随時行っておるところでございます。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほど年1回という回答がありましたが、業者にさせていただくのは年1回でもいいと思うんですけれども、やっぱり公園の遊具などについては、保育園等でもそうですけれども、月に1回、担当の者が簡単な目視であったりとか、そういった項目があるリスクマネジメントのそういう資料もありますので、それに基づいて簡単でもいいので、月に1回点検して、子どもたちが安心して安全に遊べるように取り組んでいただけたらと思いますが、それについてどう思われますか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 今、議員のおっしゃっていただいたことを前向きに、月に1回できるかどうかというのは、ほかの仕事の関係もございしますが、点検の方、職員の方でも行いたいと思います。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 前向きな検討ということで、ありがとうございます。

3つ目といたしまして、町民の憩いの場として利用してもらえるように、整備の見直しをしてはどうかと思いますが、先ほど遊具のことについてもですけれども、町としての今後の活用についてお聞かせ願いたいと思います。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 先ほど、遊具等のこともおっしゃっていただいたんですが、現在のところ、教育委員会といたしましては、整備の見直し等は考えておりません。ただ、グラウンドゴルフ場につきましては、利用頻度が高く、芝の状態が非常に悪くなっております。これに関しては、また秋から冬にかけて職員で芝生の手入れをしようかなと思っているところでございます。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 回答いただき、ありがとうございます。何度も言いますが、子どもたちの安心、安全のため、そして、町民の憩いの場として利用してもらえるように、今後また考えていただけたらと思いますので、この質問についてはこれで終わらせていただきます。

3つ目に、いじめ問題と発達障害児に対する教育のあり方について聞きたいと思います。

最近の中日新聞で、いじめの疑いが6割増という記事の見出しがあり、大津市立の小中学校で、学校側が把握したいじめの疑いがある事例が、4月から7月で計417件に上り、前年同期比で1.6倍に増えていることがわかったそうです。

そこで、1つ目の質問ですけれども、本町において今年度に入ってからはいじめの動向といじめ以外の学校での生徒に対する問題と課題について回答いただきたいと思います。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 本年度のいじめについてですが、従来から言われています、自分より弱い者に対して一方的に、継続的に行われているいじめについての報告は受けておりません。ただ、悪口やからかい、軽微なもの、一時的なトラブル等につきましては、各校からの報告は上がってきております。どれもが早期に今のところ対応し、短期間に解決をしております。引き続き、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こる可能性があるということを認識しまして、子どもたちを見守っていきたいと考えているところでございます。

また、いじめ以外の学校での問題行動につきましては、ライン等のSNSによる誹謗中傷や思い違いやささいなことから、けんかや暴力等があります。学校では事実を確認し、その都度、即時に指導を行い、家庭訪問等をして解

決を図っているところでございます。一人一人の子どもたちが安心して、安全に過ごせるよう、多くの目で見守り、早期発見、早期解決に一層努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございました。いじめについては、その人によっていじめであるかどうかということもありますし、今、数字にあらわれていないいじめというのもあるかと思いますが、先生方、教育委員会の方、地域の皆さん方が子どもたちをしっかりと見ていただいて、いじめをなくしていただけるようにしていただけたらと思います。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。発達障害、ADHD、LD等の児童に対する教育のあり方と取り組みについてということで、最近、大人のADHDが増えていると言われていますが、ADHDとは、不注意、多動性、落ち着きのなさであったり、衝動性、待つのが苦手といったことを特徴とする障害で、病気というよりも脳の癖のせいだそうです。やる気がない、怠け癖などの個人の性格の問題だと思われがちですが、誤解されたり、避難されたりするところがつらいところです。

それから、LDというのは知的能力はあるのに、読み書きや計算などに極端な遅れがある学習障害のことを指しますが、甲良町において、発達障害の児童に対する教育のあり方と取り組みについて何かありましたら、お聞かせください。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 今、議員がおっしゃられましたように、発達障害というのは誤解を招きやすかったり認識が難しかったりしておることです。ただ、教職員につきましては、発達障害がどのようなものであるか、また特別支援教育についての研修会に参加したり、また各校で研修会を行って、発達障害の理解やその対応に取り組んでいるところでございます。発達障害のある児童につきましては、1人ずつ個別の指導計画を作成し、それに基づいた指導を行っております。担任だけでは十分な指導が行き渡らないこともありますので、本町におきましては、個別に指導、支援できるように、町費で各校に特別支援教育支援員を配置しております。また、甲良東小学校の横にあります愛犬通級教室というのがありまして、そこに週1、2回、1時間程度、特別支援教育の専門の指導員による指導を受けている児童もおります。

以上です。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。甲良町として、本当に真剣に取り組

んでおられるということがよくわかりました。発達障害においては、できるだけ早く気づいてあげることで、その子に合った教育を受けさせることができると思います。今後もこのような課題について、今まで以上に取り組んでいただき、1人でも多くの子どもたちが同じような環境で勉強できるようにしてあげたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、4番目の防災センターと防災意識の向上の取り組みについて問うということで、町として防災センターの役割についてどのように検討されているかということでご回答の方をよろしく願いいたします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 防災センターの役割ということでございますけれども、以前からずっと述べておりますように、町の防災あるいは災害発生時の対応の拠点ということで考えております。災害が発生した場合には、災害対策本部を設置しながら活動要因の集結ベースキャンプ、情報収集、提供、備蓄物資、救援物資の効果的な配分など、あるいは罹災証明の発行など災害対応を行う拠点になると思いますし、平常時には災害時の対応に対する計画や点検、訓練あるいは防災意識を高めるための防災教育、啓発、研修、自主防災組織の一斉支援などを行う拠点になると考えております。

防災センターについては、いわゆる指定避難所という位置づけは、今は考えておりません。また、役場庁舎が被災し、使用できなくなった場合の代替の施設としても活用できるのではないかと考えております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答ありがとうございます。それでは、1番と2番がよく似た内容ですので、2番の方の質問に入らせていただきたいと思います。

先の熊本地震において、防災拠点が各地で損壊して、被災者の支援にも支障を及ぼしましたが、自治通信アンケートにおいても各市町村で代替庁舎、半数特定せずの結果が出ており、事業継続計画、BCPについても未策定が6割超となっております。早急に対処する必要があると思われれます。特に、業務継続計画、BCPにおいては、大規模震災でも業務が続けられるように、庁舎の代替施設や職員の体制をあらかじめ決めておく計画で、熊本においては大津町などがBCPを事前に計画していたので、その計画に基づき、別にバックアップしておいたデータを利用して、住民票の発行、罹災証明などをすぐに再開できたなどの成果を上げています。行政は災害時に市民を守らなければならないという責任もあり、早急に対応すべきだと思います。

そこで、2番の質問ですが、熊本大地震において行政にとって幾つかの課題が浮き彫りになったが、業務継続計画、BCPの作成状況と障害のある方や介護を受けておられる方への福祉避難所の確保と社会福祉法人などへの協

定状況についてお聞きしたいと思います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 業務継続計画ということで、県内でもまだ1市ぐらいしかできていない状況で、彦根市が多分、今年度作成する予定と聞いています。町の方でも早急につくる必要があると考えておりますし、今おっしゃるように、例えば町長が不在のとき、あるいは庁舎が使えなくなったときとか、電気、水、食料の確保とか通信手段の確保、今、お話にもありましたように、行政データのバックアップであったりとか、非常時に優先する業務の整理であるとか、そのあたりを重点的に整理しておいて、災害時にそれに適用した対応をしていくということをおっしゃられていると思いますので、それについては早急に整備したいと考えております。あしたからでもやりたいんですが、なかなかあれなので、他町を参考にしながら、できれば1、2年以内には早急につくりたいなどは考えております。

それと、福祉避難所についてですけれど、町内では保健福祉センター1カ所しかまだ指定をしておりません。それ以外、町内にはデイサービスセンターとか障害者の施設が幾つかあるんですけれど、そのあたりの活用についてもまだ協定が結べていない状況がありますので、町内の施設もそうですし、町内の施設が使えなくなった場合の近隣あるいは他の市町との連携も必要になってくると思いますので、その辺をあわせて詰めていって、協定を結んでいきたいと考えております。

以上です。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 ありがとうございます。1、2年と言わずに、今日起こるかもわからないですし、できるだけ早急にやっていただきたいと思います。そして、福祉の避難所についてですけれども、長浜市においては、国が指定する福祉の指定数ですけれども、27に対して103も提携しておられるそうです。我が町においては、福祉指定数は2となっております。先ほど回答いただきましたが、1となっております。この点についても、やはり大地震が起きたときに、障害を持っておられる方とかについては、そういった福祉施設に避難することによって、普段ずっと訓練とかされていると思うんですけれども、そういったことができない状況になると、せっかくリハビリしていても元の状態に戻ってしまいますので、早急に提携できるところは早めに提携していただいて、避難者の安全確保、ほとんど寝たきりのお年寄りや介助なしには歩けない要介護状態の方たちの安全対策を行っていただけたらと思います。

それでは、3つ目の質問に入りたいと思います。

防災意識向上の取り組みについて、具体的な計画などについてご回答をお願いいたします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 防災意識の向上の取り組みについて、まだまだできておりません。広報でときどき流す程度ぐらいしかできていませんので、防災ガイドブックすらまだ出せていない状況がありますので、まずは防災ガイドブックを作成して配布することを考えたいと思います。

あと、研修会とか講座、滋賀県の方では出前講座とかやっておられまして、かなり盛況にやられていると聞いておりますので、そういったことも進めていきたいと思ひますし、自主防災組織の育成についての講習会も含めて、防災アドバイザーという方を招きながら努めていきたいと思ひます。町内では今、5つぐらいの字が自主防災組織という形ではできているんですけども、まだできていない部分もありますし、それらの運営についても支援をしていく必要があると考えております。

あと防災訓練ですが、この11日に町では行うわけですけども、年に1回しか町では行えておりませんので、テーマ別に年に何回か防災訓練をやりながら、それも研修ということでやりたいと思ひます。いずれにしましても、それらの講座、研修会をやるにあたって、やっぱり出前という方法もありますけれど、それを開催する場所も必要になってきますので、先ほど言いましたように、防災センターを十分活用しながら充実していきたいなどは考えております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 いつ起こるかわからない、予測不可能な大地震が起きたときに、やはり行政が先頭に立って行動を起こさなければいけないと思ひております。そのためにも幅広い防災知識を持った職員が多数いてると心強いんですけども、先ほどおっしゃられた件の出前講座であったりとか、自治体の防災意識を高めることはもちろんのことですけども、職員の防災知識の向上が必要不可欠かと思ひます。総務省の消防庁において、防災危機管理のe-カレッジという専門コースがありまして、その中に地方公務員向けのサイトがありますので、これは今すぐにでもパソコンがあればできることだと思ひますので、まずはe-カレッジの専門コースの中の地方公務員向けとはっきりしたそういったサイトがありますので、ぜひ職員の方に利用していただいて、まずは個々にでも知識を深めてもらえたらと思ひます。

それから、2年前だったと思うんですけども、町の視察研修において阪神淡路大震災記念の人と防災未来センターに行かれていると思ひますけれども、その中の研修授業でも地方公共団体の防災を担当する職員などを対象に、

災害対策専門研修といたしまして、マネジメントコースというのがありますので、職員の中でもいずれ防災センターが建ったときに、防災課のリーダーになる方を養成するために受講されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 職員の養成ということですが、案内をいただいているところもありますので、できるだけ参加してということでは対応していきたいと思います。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 以上で、防災のことについては質問を終わらせていただきたいと思います。

最後に、障害者差別解消法について町としての姿勢を問うということで、障害者差別解消法が4月に施行されていますが、県内では6割の自治体が要領を策定済みであります。甲良町の現在の状況と職員への取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 さっきからできていない、できていないばかりで申しわけないです。これについては、年内には作成をしていきたいと思います。障害によっていろんな制限がされたりとかということがないようにというのが障害者差別解消法の基本だと思っていますので、役場においてそれらの方に対する対応であるとかいうことも含めてやっていく必要がありますので、年内には作りながらやっていきたいと考えています。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 私がちょっと調べたところですけども、近江八幡市では、対応要綱のほかに、さらに踏み込んだ職員向けのハンドブックを作成しておられるそうです。湖南市でも、障害者特有の行動対応方法について注意事項をまとめているそうです。普段からやっぱり障害者に接する機会が少ない職員にも注意喚起が必要だということで、こうした各市の取り組みも参考にしながら、やはり人権擁護都市の甲良町にふさわしい要領策定をしていただけたらと思いますので、ぜひ早急にしていただけたらと思います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 早急にやらせていただいて、同時にその法の徹底もということも含めて、職員研修もやっていきたいと思います。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 障害者の方は甲良町にも沢山おられますけれども、やはり職員の一人一人が知識を持つことによって、いろんなサービス等、また細やかなそ

ういうアドバイス、お助けなどができると思いますので、ぜひよろしくお願  
いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○木村議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、議長の許可が出ましたので進めさせていただきます。

現在、甲良町の解決するべき問題の筆頭に上げられるのは、今年の1月に  
発覚した税金の不正着服の問題だと私は考えております。早急に不明点がな  
くなり、解決されることを望んで質問に入らせていただきます。

まず1番ですけれども、これは先ほどから理解しておりますので、刑事告訴  
はまだできていないということはわかっておりますので、省かせていただき  
ます。

2番ですけれども、先日来、すぐにでも告訴するという表現があったんです  
けれども、その言葉からすると、もうとっくに告訴して当然なんですけれども、  
なぜ遅れているのかという回答をお願いします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 申しわけございません。西川議員の答弁のときにも答弁させ  
ていただきましたように、告訴に向けた協議で刑事告訴に必要な元職員の供  
述がない場合であっても立件可能な証拠といったようなものが告訴後の起訴  
につながるといったようなところでの作業に相当な時間を要しているといっ  
たようなところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 その辺は理解できるんですけども、話を聞いていると、なかなか  
彦根署に告訴状を受け取ってもらえないと、いろいろ提出しようとする、  
あの資料を出せ、この資料を出せと言われていているというのを先回から何度か  
お聞きしております。まずは告訴する、これが一番だと思います。告訴につ  
いては、彦根署が拒むことはできません。まず、これは理解されていると思  
いますが、これを理解しているかどうかということと、なぜ受理してもらえ  
ないと判断しているか、これを回答願います。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 先ほども申し上げましたように、告訴して起訴されないとだ  
めといったようなところがございまして、それは顧問弁護士とともに警察と  
告訴協議をさせていただく中で、今の現状で告訴したところで、先ほど来申  
し上げましたように、立件可能な証拠が乏しいと、告訴しても起訴自体が危  
ぶまれるといったようなところで、町のスタンスといたしましても、告訴し

た以上は不起訴になることなく、起訴を検察にさせていただくといったようなところで考えておりました、そういったようなところの告訴協議の中で、それではということで、先ほど来申し上げましたように、立件可能な証拠づくりといえますか、そういった資料に相当な時間を要しているといったようなところでございます。よろしく申し上げます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 おそらく全部の資料を集めて、三千数百万、この資料を全て集めないといけなということで進めているのではないかと思うんですけども、その中でも確定した事実、これは幾つかあると、前回から話を伺っています。その事実があれば、彦根署に告訴するという事は可能です。可能ですけども、なぜだめだと言われているのでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 議員がおっしゃられるように、まず3,000万円全ての証拠書類を集めているということでは決してございません。今申し上げましたように、刑事告訴額につきましては、3,000万円以内というところでございます。したがって、領収書があって、その領収書の額が確かに元職員が着服したといったような資料というようなことでございます。それは、5月に行いました訪問調査、あるいはその後、間違いなくそのお金が役場の会計の方には入っていないといったようなこと、あわせて役場の中に入っていないければ、元職員が確実にとったのかといったようなところを示せる調書とかいったようなところで、単純にというか、かなり内容を詰めて、仮に万が一、元職員が公判中に私はとっておりませんといったようなことを、罪状を承認しなかったときにでも、ここに証拠がありますといったようなところでの証拠というのを告訴協議の中で進めさせていただいているというところでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 もちろん実際的なペーパーなり証拠書類、その辺があれば一番いいんですけども、状況証拠というだけでも立証はできます。それと、彦根署がもうぐたぐたしているんだったら、大津地検に直接提出するという事は可能です。この一連の関係で、大阪弁護士会の方に確認したんですけども、何をやっているんやと、彦根署はおかしいと、対応がおかしいと。それだったらもう大津地検に直接出せという話も聞いております。大津地検に提出するという考え方、この辺の考え方は今現在、考えておられるかどうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 野瀬議員がおっしゃる、大津地検に告訴状を提出するという考えは今現在、持っておりません。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、今後どうしていくのか。この問題を町民に明確に説明して、公表して、理解してもらう、この辺のスケジュール、どういう手順でどう説明していくかというのを、スケジュールを回答してください。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 スケジュールの回答を申し上げる前に、先ほど状況証拠だけでも出せるのかというところで、先ほど来申し上げましたように、状況証拠で仮に出したとしても、それが起訴につながらないと、状況証拠だけでは弱い。すなわち、立件可能な証拠書類というのが、起訴に向けて必要なのだといったような顧問弁護士と警察と町との告訴協議の中で、町といたしましては、告訴をしても起訴されないと何をやっているかわからないということで、やはり告訴した以上、起訴をされると。そして、公判にかかるといったようなことを大前提としておりますので、そういう協議の中で、先ほど来から申し上げています立件可能な証拠書類といったようなものを作成しているといったようなことがまず大前提にあるということでございます。

それから、スケジュールの方につきましては、今、明解に、例えば来年の3月までにそれを行いますとかいったようなことはお答えすることができないといったような状況でございます。このことにつきましても、解明作業とあわせて、その見通しを、特にデータ改ざん等の中でかなり複雑といたしますか、データ改ざんがありますので、コンピューター会社といたしますか、システム会社の方との検討に入る中で見通しを立てなければいけないといったような状況でもございますし、ちょっと今、現時点で明解なスケジュールをお答えするという状況にないということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 あまりにも弱腰過ぎると私は思っています。先回ときにははすぐにでも告訴したいという表現がありました。このすぐになが、今言われている3月ということなんでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 3月ということではなくて、いち早くということですが。先ほど3月と言ったのは、例えば3月までとか、そういったような日を区切ったスケジュール化ができないといったようなことでございますので、告訴については3月までとか、何月までとかということではなくて、思いはいち早く告訴に向かっていきたいという考えに変わりはないということでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 スケジュールということじゃなしに、目標を示してください。目

標は多少ずれるかもしれませんが、目標はいつで定めているんでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 申しわけございません。目標はできる限り早くということですが、今の時点では申し上げられないということです。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 回答になっていませんので、もう一度お願いします。

○木村議長 回答じゃないということで、もう一度。税務課長。

○山田税務課長 先ほど申し上げましたように、できる限り早くといったようなことをごさいますけれども、1年も2年もというようなことではなくて、早く進めてまいりたいという見通しを立てていきたいと思っております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ちゃんと回答してください。何月何日というきちっとした日付でなくてもいいですわ。例えば、10月末、12月末、いつなんですか。今月中なのか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 少なくとも今月中ということにはなり得ない状況ではございます。まだ、やはり3カ月、4カ月ぐらいはかかるかと思っております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 1月に発覚して、総動員していろんな資料を集めて、聞き取りもして、対応してきたんですよね。例えば、今から3カ月、4カ月、半年、どういうデータを整理しようとしているんですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 基本的に今、考えておりますのは、データ改ざんの不正なところの分を調べ上げるといったようなことと、それから、未納者がおられますので、未納者に対しまして公金横領の状況等があるかどうかといったような調査等を現在考えているところでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 これ以上、言っても答えが返ってこないようなので、いったんこの辺で切りたいと思います。町としてやっぱり目標を立てて、ここまではやっていくと、これだけ大事な問題なのでしっかりした対応で進めていただきたいと思います。

次の項目に入らせていただきます。7月12日に放映された関西テレビのインタビュー、これは先ほども西川議員の方からもありましたように、町民に衝撃を与えています。それと元職員とそれを許してきた甲良町に対して激怒していると。反省もなく、職場環境が悪いと責任転嫁している姿勢が放映

されてきました。聞き取りの最中、第3会議室で聞き取りをしていたと思うんですけども、そこでの聞き取りの最中でも、こういった表現、態度、職員の姿勢、そういったところが見られたのでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 7月12日に放映された関西テレビのインタビューにおきましては、責任転嫁をするような姿勢ということで、非常に腹立たしい思いを持っているんですけども、数日にわたる聞き取りの中での状況ではございますけれども、そのときにはそのような姿勢ではなくて、内容についてはいろんな食い違いというのはいろんな部分で見受けられたわけなんですけれども、対応につきましては普通というか、冷静に回答していた状況はございました。あの様に横柄な形ではなくて、普通の対応をしていたということでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 猫をかぶっていたというような格好だと思います。そしたら、その後ですけども、先日の報告以降、現在、税金着服の解明作業、以前は大々的にされていたんですけども、ここへきて解明作業をしていない、もしくは消極的な動きしかしていないというように見られるんですけども、現在の税金着服の解明に当たっての作業、どんな作業をされているかというのをお願いします。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 先ほどちょっと課長が申し上げたと思うんですけども、総額の確定につきましてのシステム上の改ざんが見受けられると。そのあたりの選定、私たち素人ではなかなか見抜けられないところを業者にお聞きして、中身の改ざんの内容、奥に潜まれているようなログみたいなものをちゃんと確定できるのかどうかということと、内部資料の確定、そして、先ほど申しました納税者への確認作業、複合的に進めない限りはなかなか前には進めないというところで、そのあたりの3つの点を進めていくというところが必要と考えておりますので、その中にある一定の作業時間というのは必要になってきていますので、そのあたりを進めていると。ただ、先ほど申しましたように、いつ目標があるのか、あとスケジュール的にどうなのかということにつきましても、そのあたりの作業を進めていかないとなかなか見えてこないところがあるというところだけご理解いただきたいと考えています。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 パソコンの中身については、確かに職員さんに聞いても予定というのはなかなか答えていただけないと、この辺は理解できるんですけども、

今、依頼している業者さん、この辺がどのぐらいをめどにされているかというところに対しては、もちろん町からは逆にいつぐらいまでにしてくれ、もしくはその辺のところいつになるかという聞き取りは絶対されているはずなんですけども、そこに対しての答えはどうか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 京都の方のコンピューター会社との提携ということでやらせてもらっています。そこらあたり、データを既に出していただいている部分があるんですけど、その部分についてもなかなかわからない部分があるので、その親会社であるところまでもう少し深く、SEというところでわかっている部分にいかないと、なかなかそこまで解明できないという状況になっていますので、そのあたりを業者の本社の方も含めてもう少し詰めていかんとあかんという状況にはあるというようなことです。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ちょっと観点を変えまして、元職員に対する意識というところで質問してきたんですけども、信じられない放映でしたので、他の職員、このような意識を持っている者はいないと思いますけども、先日の全協の後に不適切な事務処理で職員2人、処分しておりますけども、何でこれだけ次から次へと不祥事が出てくるということを考えておられるか。原因がどこにあるとを考えておられますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 大変申しわけない不祥事が起こって、申しわけないですけど、これについてはやっぱり管理職の資質の問題が占めることが大きいかなと思っていますし、そのあたりのことはきちっと今後、対応していく必要があるとは考えています。従来からの仕事の進め方そのものがやっぱり甘かったという認識を持っておりますので、いろいろ見ていっている中では、やっぱりチェック体制の甘さであったりとかいうことが見受けられますので、今回の横領事件に限らずですけども、そのあたりはしっかり検証した中で対応していく必要があるという認識は強く持っております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 仕事を進める上において、部下がどんなことを思っているか、部下の意識、この辺を管理職が吸い上げておかなければいけないと思うんですけど、その辺がきちっとわかっておれば今回のような問題というのはなかなか出てこないように思います。その辺に向けて改善が必要だと思っておりますけども、今現在、その辺に着手しておられるなら、どう進めようとしているのか。また、その辺の意識をどう考えておるかというところに関して答えていただけますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 事務の進め方については、税務課が積極的に改善を今進めておりまして、それを参考に各部署でも同じようなことをやっていくということでは進めています。それを具体的にマニュアル化して、全ての職員に周知するということを進める必要があると思いますので、それをやっていきたいと思えます。あとは、課長会などで事例を示しながらそういう機会を捉えて示しているという状況ではあります。ただ、それだけではやっぱり足りませんので、研修も含めて不十分な部分がありますので、そこはしっかりやっていきたいとは考えております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしくお願ひします。次へ移ります。

先回の説明会で3,000万の金額、これが全額ではないという発言をされていましたがけれども、先ほどから総額が幾らになるかという質問がいろいろ出ているんですけれども、答えがなかなか出てこない。3,000万以上になると判断した理由、これは192枚の領収書の処理が完全に終わっていないというところもあると思うんですけれども、何で被害額の確定ができないのか。先ほどから答えをいただいている部分だと思うんですけれども、もう少し手法を変えて被害額の全体額、この辺がわかる方法はないのかというところ、答えがなかなか難しいところだと思うんですけれども、逆にお願いというところになるんかもしれないんですけど、早く何とかしてほしいというお願いになると思うんですけども、何かいい方法はないんですかね。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 野瀬議員のおっしゃることは、もうそのとおりでございます。ただ、町の方といたしましても、最終的な被害額を認定する、確定という言葉と認定という言葉。確定という言葉になりますともう全くないのかということですので、100%これだといったようなところになるろうかと思えます。その確定に向けて、やれるだけのことをどこまでやるのか、その結果、確定という言葉が使えるのか、認定という言葉でいったん区切りをつけるのかといったようなところは、非常にポイントとして考えているところでございます。

したがいまして、被害額を認定にしろ、確定にしろ、行うために、何をやらなければいけないのかといったようなところを今、行政としてまずこれをやらなければならぬといったようなところを詰めているところでございまして、その詰めた後に、その行動に移るといったような状況でございまして。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。次の項目に入らせていただきます。

いつ総額が確定できるのか、これは先ほどからずっと同じ質問なんですけども、この辺のところではちょっと見方を変えまして、元職員の意識ですけども、両親から3,000万の返済がされましたけども、先ほどの話、3,000万じゃないよ、プラスアルファが出そうだよというところの認識の表現がありましたけれども、それ以上の被害金額があるという認識は元職員に伝えてあるか。直接でないとしても、弁護士さんに対して伝えてあるかどうかというのはどうでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 まずもって、債権届出書の方で被害額が3,370万といったようなところで届け出をしております。町の被害額としては約3,370万ですよといったようなことは、債権届出書として届けておりますので、同時にそれは元職員も知っているところだということでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 3,370万というところで、今、残りというのは370万というところになるんですけど、単純引き算をすると。それプラスアルファという可能性というところがあるんじゃないかというところの表現が先回の説明会でなされたと思います、額はわからんにしても。その辺を本人がわかっているかどうか。3,000万というのでもう完済したという認識を持っているのと違うかというのと、追加の被害額、これを少しずつでも返済しようという意思があるのか。まさか自己破産して、逃げ得というところの意識を持っていないかというところに対しては、つかめている情報で結構なので、その元職員の意識、どういう意識を持っているかというのは。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 2つお答えしたいと思います。まず1つ目につきましては、3,370万だけではなくて、今後の調査によって、その被害額は増えますよといったようなことにつきましては、元職員の弁護人の方に、うちの代理人弁護士から伝えております。

それから、2点目につきましては、元職員個人から直接的にその内容を、支払う意思であるとかそういったようなことというのは聞くような状況といえますか、そんなことは全くありませんので、本人がどう考えているかというのは、現時点で把握はしておりません。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私が今、質問したのは、インタビューの態度を見て、これは逃げ得を狙っているなというところを感じたので、そういう質問をさせていただきました。つかめていないなら結構です。

次の質問に移ります。9月の中旬に債権者会議というのがあって、負債額、

総額というのが決定されるということで以前伺ったんですけども、そこで最終の負債額が決定されると、追加の請求ができなくなるというのを私はどこかから聞いたんですけども、その後、ちょっと私の知り合いの大阪弁護士会の弁護士に確認したところ、そこで確定しても、一般的には破産法の125条であるように、債権額の確定手続が終われば、通常であればその額が配当されて、それで終わりなんですけども、今回に至っては町が破産者に対して有する損害賠償請求権は免責されないという話を聞いております。この辺のところを弁護士さんから聞いているんですけども、町の方の見解としてはどうでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 西川議員のときにも答弁いたしましたように、今回、破産債権の破産手続の関係で、それ以降についてはまた別の裁判ということになりますので、元職員がこれだけ請求しますよということでお支払いをいただければ、それはそれで終わるんですが、こんなのは知らないよといったときには裁判といったようなことになろうかと思っております。ただし、先ほど言いましたように、請求することができるということであって、その裁判によってそれが認められるかどうかということがポイントでありまして、そこでみとめられたら裁判所の方から元職員の方に支払いなさいという命令が下るだろうといったようなところで、そこがもし認められなかったら、どうするかといったところがありますけれども、町といたしましては、その債権の被害額を回収すべく、顧問弁護士と相談しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 次の質問に移ります。元職員は自己破産しておりますけども、元職員が自己破産した現在の負債額、これはいかほどで、甲良町に返済が必要な金額の割合はどのぐらいになるのか。私自身はほとんどが甲良町の負債じゃないかなということで思っておるんですけど、いかがでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 元職員の負債総額については、ちょっとコメントすべきことではないので、コメントを差し控えさせていただきたいと思っております。甲良町に返済が必要な金額の割合はどれぐらいかといったようなことにつきましては、沢山割合を占めているといったようなことをご理解いただきたいと思います。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そういった状況であれば、裁判所等に強く甲良町の意見を述べられると思っておりますので、しっかりした対応でよろしく申し上げます。

次の質問は私の考え、そして、弁護士さんの考えなんですけども、裁判所で債務確定の認定を遅らせたと、3,000万で刑事告訴して、追加が出てきたら民事裁判で追加を請求する。3,000万という確定ができなければ、2,000万でもいいので、2,000万で刑事告訴をする。追加に関しては、民事裁判ができますので、民事裁判で追加請求するという手法を普通はとるんですけども、この辺のところをどう考えているか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 甲良町が顧問弁護士と協議をしてとったことといたしますのが、3月29日から元職員の破産手続の開始決定をした以降です。債権回収というのを優先するといったようなことで、元職員の財産状況からすると、破産手続の中で少しでもうちが示している損害賠償債権といったものの回収を行って、残りは非免責債権として、先ほど言った別の裁判で回収をするといったようなことを顧問弁護士と協議をいたしました。その過程の中で、債務確定の、議員がおっしゃるような債務確定の延期をやるといったようなことは今のところ考えていないということでございます。あくまでも破産の手続の中でどれだけ回収できるかといったようなことを最優先して考えているというようなことでございます。

それから、破産手続につきましては、当然ながら他の債権者もかかわっておりますので、そういう中でのことでありますとか、債権調査期日も裁判所が決定しているといったようなことでありまして、債務確定の延期というのは困難なものであるというようなことでございます。

以上でございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 次の質問に移らせていただきます。いつ発見されたというのは西川議員の方で、1月19日に発見されたということを確認できましたので、この項目は結構です。

その次、この納付書が出てきた経緯ですけれども、なかなか私はちょっと不可解かなと思っています。事件発覚以降は、元職員のパソコンなり、机の引き出しはむやみにさわれないように管理されていたはずですが、にもかかわらず、後日、突然、納付書が出てきたと公表するのは不自然ではないかと。先ほどの話ではテープできちっと張りつけてさわれないようにしたというところなんですけれども、発覚当日もしくは次の日ぐらいに、引き出しを開けたらすぐわかるので、納付書が発見されて当然ではないかと思うんですけども、その辺のところが発見されなかった、何でわからなかったのかというのは、テープで張っていたというのものもあるんでしょうけども、何で中を調べなかったのかという、これといった明確な理由があればお答えください。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 発覚して聞き取り作業を何度かやっていたと。当初が100万、200万という話をしておった中なんですけれども、パソコンの中身等を見てみるとそうではないんじゃないかというところで、強く聞き取りをした結果、こういうことになったと。その間、数日のタイムラグがあるというところだと思うんですけれども、まずはこういう事件が起こるということが、申しわけない、想定はしていなかった中で大きな事件に発展した中で、当初はパソコンの権限もなくす、そして机等もなぶらないようにするという作業が大事だというように考えていたところではあったんですけれども、聞く中で、その中に横領にかかわる書類等、領収書をまだ持っているんだというところが数日後に自供があったという中で少し時間がたったんですけれども、その中で確定してしまったというところで、少し時間的なところで、まず現状維持が大切かという中でそういうところが起こってしまったというところでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。次の項目に入らせていただきます。

不納欠損の関係なんですけれども、西川議員のところでは答えはいただいていますけれども、一般的に考えたとき、それと、元職員がインタビューで答えている内容、この辺からいくと、この不納欠損に不正の着服金額を紛れ込ませているという考え方を持つのが普通の考え方だと思うんですけれども、本当にここに紛れ込ませていないのかと、その辺はどうでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 おっしゃるように、この不正の横領事件というところの全容解明をしないと、どういう部分をどう横領したのかというところは確定しないという中で、この不納欠損の中に本人が横領したものを隠すために、欠損部分も使っていたんじゃないかというところは、それはそうではないというところの否定はできない状況に今あります。という意味で、これは疑いがまだあるというところはございます。ですから、その部分についてもパソコンの中身と納税者の聞き取りという部分も含めた上で、この欠損の中も含めた形での今後の聞き取りなり、作業を進めていく必要があると、このようには考えております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 早急にそこら辺の作業も明確にさせていただきたいと思います。

続きまして、これだけ大きな事件、甲良町だけでなく、全国的に対しても大きな事件であります。にもかかわらず、この事件の全容が町民への説明ができてへんと。何で町民に対して説明していないのか、今後、町民に対して

どう説明していくんか、この辺のところの回答をお願いします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 議員がおっしゃられますように、町民への説明責任を果たさなければならないことは行政責任であると強く認識をしているところでございます。現在、告訴と事件解明への途上であるといったようなことから、しかるべき時期に町民への説明を行います。ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 遅きに失したというところがあるんですけれども、本来であれば、説明できる内容、説明できない内容、これを分けて、事実関係をきちっと説明できる内容、これはとめられているので説明はできないよというところまで含めて、町民に対して説明するというのは必要ではなかったかと現在思っております。早急に説明をしていただきたいと。マスコミを通じて、今、町民がこの問題を認識しているというだけですので、甲良町から発信して町民に対してアクションを起こしていくというところがありませんので、これに関しては早急に説明責任を果たしていただきたいと思っております。これは要望であります。

その次ですけれども、これは要望です。先ほど、西川議員からもありましたように、私も町長がこの一連の責任をとって引責辞任することを要望します。

次の項目に入ります。南部工業団地ですけれども、先ほど進捗というところで一部説明がありましたけれども、現在、議会では調査費のみが予算計上され通っております。この調査をどのような形で計画しているのかというのを報告いただけますか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今、計上しておりますコンサル料でございますが、工業団地の場所に入っていくための池が2つあります。その2つの間に道路があるんですが、そこが町有地ではないというところでもって、測量および道路形状の設計というところを実施するという予定のものが入っておるところでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今はそうすると、あそこの池と池の間の部分のみ、今、進めているということですね。

次ですけれども、以前、MKというコンサルタント会社に対して依頼を進めているという話を聞きました。どのような条件でこの契約を進めようとしているのか、具体的などころでいろんな条件を出してMKに依頼をしていると

思うんですけれども、そこを明確にさせていただきますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 MKさんに依頼しているわけではありません。県の紹介でMKさんとしゃべらせてもらいまして、中間デベロッパーが入って誘致する方法があるよというのをちょっとお聞きしたので、そういう中身をお聞きしました。その関係で町としては中間デベロッパーを公募しようかなと考えております。今は公募して、その中間デベロッパーとまず覚書を結びまして、一緒に誘致活動をしていきたいということで考えております。誘致活動をして、来る企業が決まりましたら、その企業と中間デベロッパーと町と協定書を結ぼうかなと考えておりまして、まず、中間デベロッパーを募集するんですけど、そこの覚書の素案がそこそこでき上がりまして、ちょっと文言修正をしているんですけど、その中でまず中間デベロッパーの行う業務範囲のことを覚書に書こうかなというのが1点と、今言わせてもらった、中間デベロッパーと来る企業が決まったら、町と3者契約しますよというのも覚書には書いておこうかなと。あと、中間デベロッパーのこと、開発工事なんかも全部もってもらおうというようなことを書こうかなと。あと土地については、町が譲渡しますので、町が土地の譲渡とインフラぐらいは整備しますよというようなことを書こうかなと。あと解除ですね。中間デベロッパーを決めても、いつまでも立地企業が決まらないうとぐあいが悪いので、おおむね2年ぐらい一緒に募集活動をさせてもらって、2年たって、来る企業が決まっていなかったら、当然解除できると。違う中間デベロッパーに決めるという方法もありますし、ちょっとその解除のことも覚書に書こうかなとは考えております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 その中で大切なポイントが抜けていたように思うんですけれども、どういう企業が来てほしいかというところに対しての、甲良町としての思惑はやっぱり書いとかなあかんと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 当然、そのことも書きます。それは業務範囲の中で開発許可なり、造成なりで、中間デベロッパーは町の意味に反するような方法や内容で行うことができないというような項目も当然入れようかなと思っておりますし、環境のことも入れていこうかなとは思っています。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。今、たたき台をつくっているというところでしたけれども、契約の書面というのは議会の方に提示はしていただけますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 当然、そうさせてもらおうと思っています。当然、中間デベロッパーをもう決める段階で、土地の譲渡のこともうたおうと思っていますので、議会議決が出てきますので、その募集をかける前にこういう覚書で結びたいんやと、この時期にこれぐらいの期間で公募させてもらおうというのは、書類が一通りできた段階でちょっと議会さんの意見もお聞きしてから、そういう行為に入っていきたいなどは考えております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。最終的な書類ができたときに開示をよろしく願います。

続きまして、次の項目にいきますけども、7月末にごみ処理場とか工業団地の反対の看板を掲げている西明寺に説明しに行くという予定でありましたけども、これがどうなったかという問題ですけども、先日の全協で町長から、西明寺に関しては、私の聞いたニュアンスでは了解してもらったと、協力してもらえるとコメントと受け取ったんですけども、これは本当でしょうか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 了解をしていただいたという部分につきましては、27日には建設水道課としてお伺いをさせていただいております。ですので、一応、先ほども申しました測量なりをさせていただきたいというところをメインとしたお話をさせていただいて、入っても了解というところをいただいたという意味でございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私も西明寺さんからはそのように聞いております。そうすると、全協のときに町長がコメントされた内容がちょっと違うということだと思うんですけども、そういうことで、町長、よろしいですか。

○木村議長 町長。

○北川町長 今、北坂が申し上げましたとおりでございまして、私は北坂君の報告を受けて、今後はもともと西明寺の中野住職が一番最初お話をさせていただいたときは、いろんな形で協力はさせてもらおうというようなお話からスタートに入りました。例えば、取りつけ道路も幅が狭かったら売却は難しいけれども、例えば借地で貸すことは可能だというような話の中から、ごみ焼却場の問題が出て、全面的に協力はできないというようなスタンスに変わってきたような思いをしております。しかし、7月29日でごみ焼却場の募集が打ち切られて、甲良町では町自体、一度も手を上げたこともございせんし、ごみ焼却場については全く白紙だというようなお話もしておりますが、中野住職にはそういうことは伝わっていなかったが、結果として発表された

ことによって、8月17日の行政組合の全協で、候補地の5カ所が発表されたということで、新聞でも発表されました。そのことを受けて、住職の方からも若干そういう部分が払拭されたということで、気持ちが軟化したというようなことではないかなと思っております。その証に、北坂が行ったときに説明をさせていただいたら、協力できる範囲は協力するというような意味合いで発言があったということを受けて、私は工業団地に取り組んでいく中で、全く反対ではないと、協力してもらえる分は大いにあるのではないかなということで判断をさせていただいて発言をしたということでもあります。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。それと、7月末に説明しに行くというところに対しての対応ですけれども、建設水道課としてはあそこの測量のための説明に行ったということで私は西明寺さんから聞いています。実際に7月末に説明に行くというのは、ごみ処理場とか工業団地、これをどうしていくかというところに対しての説明をしに行くということを行政が約束しているということで理解しております。それに対する7月末の説明がなかったということで、西明寺さんから聞いております。行政としては約束したことは守ると、守れないときはちゃんと変更するということを引きちとしていかなあかんと思います。この辺のところは信頼させる行政というところにつながっていくんだと思うんですけれども、今後は西明寺さんだけじゃなしに、町民に対してのきちとした対応をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、次の項目に行きます。

○北川町長 今の野瀬議員の質問について。

○野瀬議員 いや、もう私は要望だけで結構です。

○北川町長 ニュアンスが違うんで、向こうとの。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 どういうふうに申されたか、ちょっとわかりませんが、西明寺さんが怒っておられるというところ、憤慨されているというご意見を聞いておるんですが、全協の後に西明寺さんにも説明をさせていただいて、電話は切ったつもりでございました。でも、そうして西川議員のお話ですと、いまだに憤慨をされているというところでもって、私どもは何がいけなかったのかちょっとわからないというところが今の現状やと思っておりますので、またもう一度、弁護士さんを通じると、私らはちょっとお話しさせてもらえませんが、また時間がかかると思うんですが、8月上旬でお約束させてもらったのが、月末しかお会いさせてもらえへんというのが現状です。確認もさせてもらいますし、西明寺さんは納得されたと私らは思っておりますので。納得されたというのは、測量とかには納得された。中身の道路

についても、なぜしないのかと逆に聞かれたというところでもって、結構、前向きなのかということも受け取ったんですが、そのことについては町長ははっきりとは言うておられませんし、どういう経緯でこういうふうになったのかというのはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 以前、7月末が過ぎてから西明寺さんと、と言わせてもらった経過がありまして、その時点でごみ処理場のまだ募集期間でありましたので、当然、町の方ははなからそういう計画はないんですが、当然、誤解されていると町も考えましたので、その期間が終わってから話をさせてもらうということで、弁護士を通せということでしたので、弁護士を通してそういう場を持たせてもらったと。それまでに池寺さんで説明会をさせてもらったときに西明寺さんも来られまして、当然、そのときに甲良町は企業誘致を進めるのかというような話も出ましたので、町は進めますと。ただ、まだ立地企業が決まっていないので、これから募集はさせていただきますという答弁もさせてもらいました。そういう話もさせてもらいましたが、その場でも特段、西明寺さんの方から反対という意見がありませんでした。その後、具体的な測量の説明で行かせてもらったということで、順番を踏んで接触はさせてもらっているつもりではおります。

以上であります。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ちょっとボタンの掛け違いがあるのかなという気はしております。

続きまして、次の質問にいきます。

雇用従業員の多い大手企業が工業団地に誘致できれば、それに越したことはないんですけども、やっぱり長いデフレの痛手が残っている現在の日本の企業、バブルのようなときの工場建設の余裕はないように思われます。もっと堅実な計画が必要だと考えます。この辺のところをどう考えるか、なかなか有望な企業が来てもらえる、それに越したことはないんですけども、その辺のところをどう考えるか。

それと、もちろん従業員の多い企業を誘致しようとする、通勤時間帯に国道がかなり渋滞するというのも考えられますし、307だけじゃなしに、西側の道路、ここからの進入路も考えなあかんかなんかと思っているんですけども、その辺のところを含めて回答をお願いしますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 現在進めようとしているこの事業については、堅実な計画だとは考えておりますと。立地企業を募集して確定してから、自主的な投資を行いますので、リスクの少ない進め方かなとは考えています。今、議員

が言われたバブルのときのようにということですが、県の企業誘致推進室の方に幾つか進出したいという情報が寄せられておるのも事実でありますので、また中間デベロッパーが決まってから、滋賀県にどういう企業から問い合わせがあるのかというのを分析もさせてもらって、その企業が息長く続くような分野であるかというようなことも検討して、当然アプローチをしていきたいなどは考えております。あくまでも、町としては安定した雇用の場ということなので、できたらそういう目的がありますので、そういう企業を選定していきたいと思えますし、その道路の話ですが、今の計画ではあれだけの面積なので、とりあえずあれを成功させまして、その後、そういう要望なり、そういう計画がまた出ましたら当然、西側のアクセスなんかも検討していく必要があるかなとは考えております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。続きまして、その工業団地の場所ですけども、彦根城、湖東三山、この辺のエリアを歴史文化ロードと位置づける考え方が現在ございます。そういう形でどういう企業がいいんかわからないんですけども、それに即したところの開発というところを進めていってほしいと思うんですけども、これに関してはいかがでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 ちょっと今ほど言いましたように、滋賀県の方にどういう企業が実際アプローチをされているのかというのをまだ具体的に聞いていませんので、そういう情報なりを分析して進めていきたいと思えますので、現時点ではこういう企業がええとかいうのはちょっと言えないような状況であります。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。大切な甲良町の土地ですので、有効利用できるようにしっかり考えていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○木村議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

(午後5時05分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 田 中 章 浩

署 名 議 員 山 田 充